

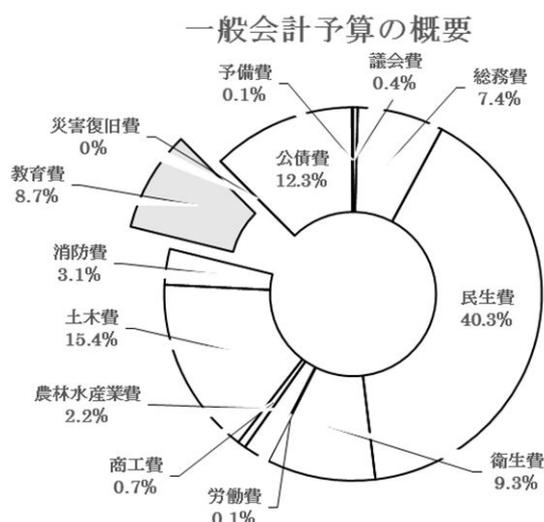
第3章 全体関係（全体監査項目1～30）

第1 教育費、保育費の一般会計に占める割合（全体監査項目1）

1 教育費予算の一般会計に占める割合

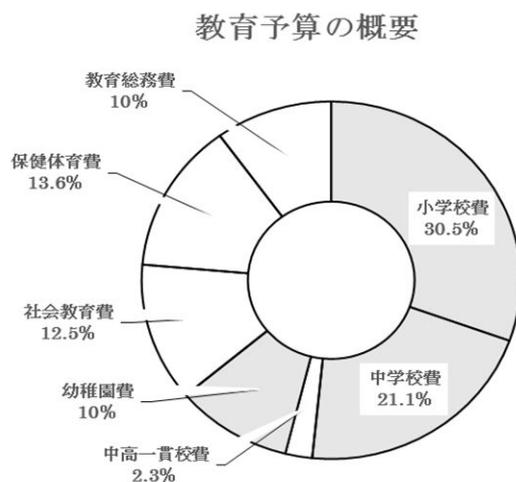
平成26年度の一般会計予算は、次のとおりである。

これによると、教育費とその一般会計歳出に占める割合は、それぞれ243億8111万円、8.7%となっている。



区分	金額(千円)	構成比(%)
議会費	1,241,655	0.4
総務費	20,734,926	7.4
民生費	113,249,635	40.3
衛生費	26,025,821	9.3
労働費	236,352	0.1
農林水産業費	6,091,236	2.2
商工費	1,965,037	0.7
土木費	43,306,359	15.4
消防費	8,714,794	3.1
教育費	24,381,112	8.7
災害復旧費	—	0.0
公債費	34,580,332	12.3
予備費	200,000	0.1
合計	280,727,259	100.0

(1) 教育費の内訳



区分	金額(千円)	構成比(%)
教育総務費	2,448,446	10.0
小学校費	7,431,799	30.5
中学校費	5,136,810	21.1
中高一貫校費	550,655	2.3
幼稚園費	2,445,962	10.0
社会教育費	3,040,908	12.5
保健体育費	3,326,532	13.6
合計	24,381,112	100.0

(2) 教育費の普通会計に占める決算の他の政令市との比較

他の政令市と比較すると、本市は人口規模に近い、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、熊本市と教育費決算額に近い状況となっている。

ただし、普通会計に占める割合と含め、臨時的な学校耐震化等の建設費の差により、分子分母となる額が変動すると考えられる。

2 保育費の一般会計に占める割合

平成26年度一般会計決算額 270,774百万円

内保育園分 16,453百万円 (6.08%)

(1) 保育事業費の内訳

ア 私立保育園 (67園)

(単位：千円)

運 営 費		整 備 費	
私立保育園運営費委託料	7,898,584	(私立保育園施設整備事業助成費)	
私立保育園特別委託料	645,789	利子補給等補助金	20
私立保育園障害児保育運営費補助金	92,385	(平成25年度→26年度繰越分)	
保育所地域活動事業補助金	1,021	私立保育園建設費補助金	128,297
一時預かり事業補助金	141,418	新築 1件	
休日保育事業補助金	11,086	小 計	128,317
時間延長保育事業補助金	368,912	合 計	9,462,312
産休等代替職員賃金補助金	4,773		
保育士等処遇改善臨時特例事業補助金	168,681		
日本ｽｰﾝｽﾞ振興センター共済補助金	1,346		
小 計	9,333,995		

イ 市立保育園 (53園)

(単位：千円)

運 営 費		整 備 費		
給料他	4,350,080	工事請負費	大井保育園屋根外改修工事	12,745
賃金	1,419,809		横井保育園屋上改修外工事	12,381
報償費	13,665		平井保育園屋上改修外工事	15,444
旅費	4,605		七区保育園屋上改修外工事	92,715
需用費	消耗品費	76,223	小 計	133,285
	光熱水費	142,473	合 計	6,770,234
	修繕料	92,142		
	賄材料費	419,316		
	その他	18,098		
役務費	25,469			
委託料	清掃等委託料	14,819		
	消防設備等点検委託料	5,255		
	害虫駆除委託料	3,639		
	その他	14,646		
使用料及び賃借料	5,692			
原材料費	546			
備品購入費	26,245			
負担金補助及び交付金	日本ｽｰﾝｽﾞ振興センター会費	2,211		
	その他	2,016		
小 計	6,636,949			

- (2) 保育費の一般会計に占める割合の他の政令市との比較
 他の政令指定都市との比較は、次のとおりである。

区分	平成26年度一般会計予算に占める保育事業費予算(A)=(B)÷(C)	保育事業費予算(B)	一般会計予算(C)
単位	%	百万円	百万円
札幌市	3.71	32,841	884,750
仙台市	4.79	26,714	558,100
さいたま市	4.27	19,861	464,900
千葉市	3.76	14,099	375,300
横浜市	6.80	96,466	1,418,208
川崎市	5.92	36,518	617,117
相模原市	4.90	12,635	257,600
新潟市	3.13	11,478	366,300
静岡市	4.06	11,210	276,200
浜松市	4.85	13,281	274,100
名古屋市	4.76	50,373	1,057,156
京都市	4.81	35,584	739,507
大阪市	3.40	57,135	1,681,385
堺市	5.26	19,990	379,696
神戸市	5.19	36,668	707,054
岡山市	5.93	16,657	280,727
広島市	3.13	18,345	585,580
北九州市	3.61	19,587	542,102
福岡市	4.68	36,312	776,340
熊本市	6.41	18,510	288,910

これによると、本市の一般会計に占める保育事業費予算は20政令市中3位となっており、人口規模が近い相模原市、新潟市、静岡市、浜松市に比べ割合が高くなっている。

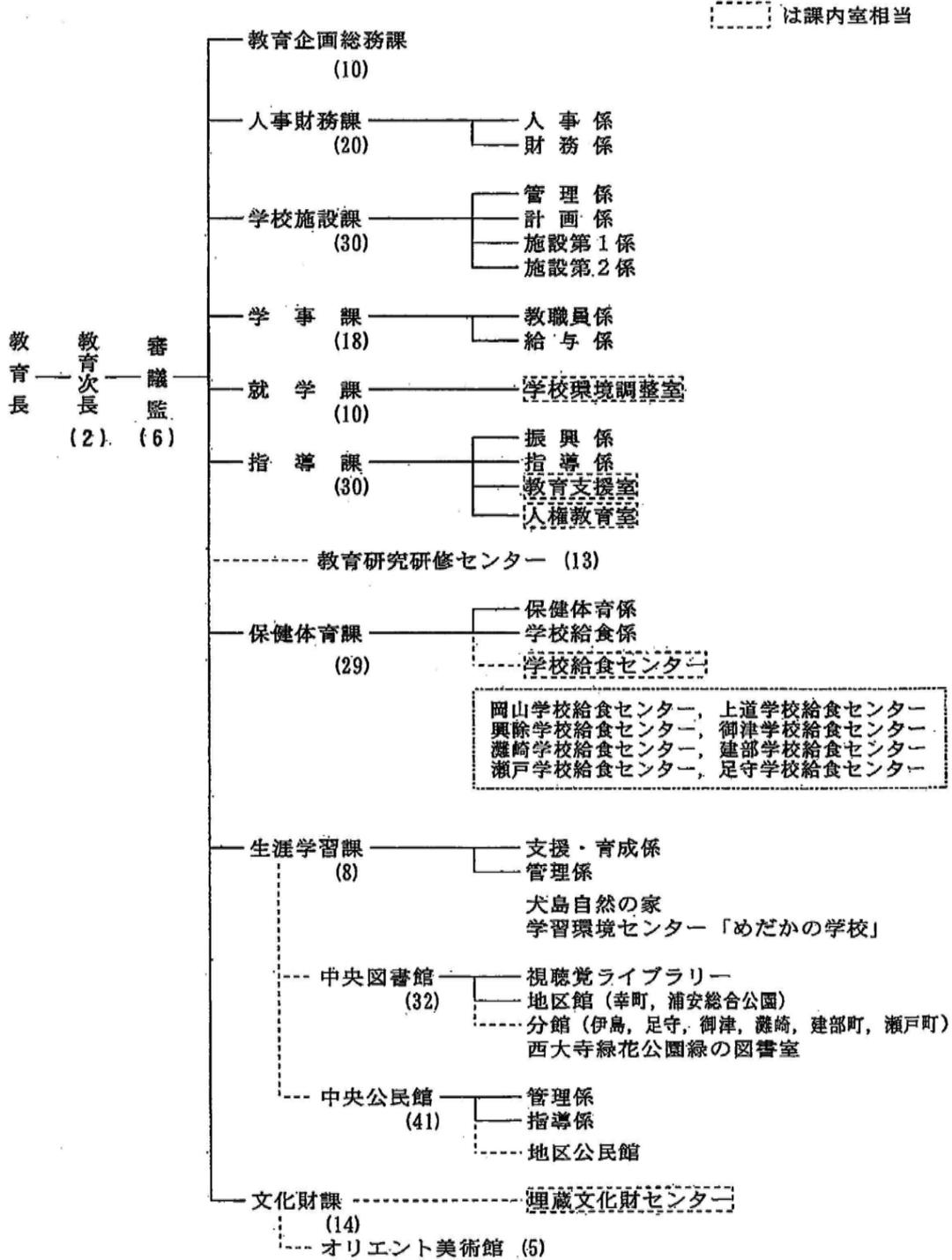
各政令市の予算規模、財政状況により分子分母が変動すると考えられる。

(意見1)

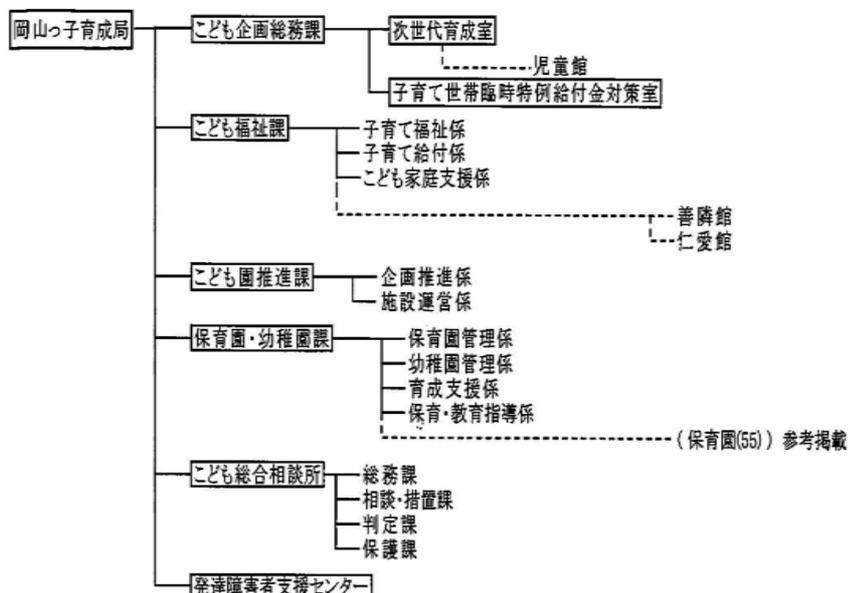
本市は、他の政令市に比べて保育費の割合が高いことを踏まえ、その原因が本市独自の保育特別委託費等や市立保育園の割合が高いことなどにあるのか、又は保育に係る事業の効率性に何か問題があるのかを分析、検討するとともに、喫緊の人口減少化対策に向けた資源の集中のための方策を検討すべきである。

第2 教育、保育に係る行政体制（全体監査項目2）

1 教育委員会の組織（平成26年4月1日現在）



2 岡山っ子育て局の組織（平成26年4月1日現在）



本市においては、平成25年度から教育委員会が所管していた市立幼稚園に係る事務を市長部局の岡山っ子育て局が補助執行することとなり、市立幼稚園と保育園の管理、運営等は、岡山っ子育て局が所管している。

保育園・幼稚園課の市立幼稚園と保育園の管理、運営等に係る係の事務分掌は、以下のとおりである。

保育園管理係…市立保育所の管理運営に関すること。

幼稚園管理係…市立幼稚園の管理運営に関すること。

私立幼稚園への助成等に関すること。

育成支援係…民間保育所の設置及び育成に関すること。

保育所の指導監査に関すること。

保育料の調定及び収納に関すること。

民間保育所の補助金に関すること。

認可外保育施設の指導監査に関すること。

私立幼稚園については、本市は補助金の交付を行っている。

また、私立幼稚園は、学校の一つとして位置付けられており、岡山県の所管に属しているため、本市において、私立幼稚園に対しては、私立保育園に対しての設置、育成、認可外保育施設に対しての指導監督に関することのような事務はな

い。

以上は、平成26年度の事務分掌を元にしたものであり、平成27年度は子ども・子育て支援新制度の下、本市の組織と事務分掌は大幅に異なっている。

3 定数，人件費

(1) 教諭，保育士の正規，非正規別の人数とその割合，1人当たりの年間人件費

ア 市立幼稚園

区 分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	正規率	1人当たりの年間人件費(万円)	人数(人)	非正規率	1人当たりの年間人件費(万円)
平成22年度	267	94.3%	約688	16	5.7%	約243
平成23年度	257	88.9%	約689	32	11.1%	約243
平成24年度	252	90.6%	約666	26	9.4%	約245
平成25年度	246	88.8%	約641	31	11.2%	約244
平成26年度	243	89.0%	約641	30	11.0%	約244

イ 市立保育園

区分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	正規率	1人当たりの年間人件費(万円)	人数(人)	非正規率	1人当たりの年間人件費(万円)
平成22年度	561	48.2%	—	604	51.8%	—
平成23年度	578	47.6%		636	52.4%	
平成24年度	582	47.7%		639	52.3%	
平成25年度	581	47.3%		647	52.7%	
平成26年度	582	45.6%		693	54.4%	

(注1)非正規には、臨時、再任用、パート含む。

(注2)人数は各年4月1日

(注3)1人当たりの年間人件費は、本市では資料がないとの回答

ウ 小学校

区 分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	正規率	1人当たりの年間人件費(万円)	人数(人)	非正規率	1人当たりの年間人件費(万円)
平成22年度	1839	91.4%	県費負担のため省略	174	8.6%	県費負担のため省略
平成23年度	1849	91.3%		177	8.7%	
平成24年度	1875	91.5%		175	8.5%	
平成25年度	1865	90.8%		188	9.2%	
平成26年度	1878	91.1%		183	8.9%	

エ 中学校

区 分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	正規率	1人当たりの年間人件費(万円)	人数(人)	非正規率	1人当たりの年間人件費(万円)
平成22年度	1016	87.1%	県費負担のため省略	151	12.9%	県費負担のため省略
平成23年度	1027	88.0%		140	12.0%	
平成24年度	1045	90.4%		111	9.6%	
平成25年度	1043	89.5%		122	10.5%	
平成26年度	1020	86.2%		163	13.8%	

以上のとおり、保育園の正規職員率が幼稚園等と比べて相当低く、正規職員率は5割を下回っており、さらに年々低下していること（平成26年度は45.6%）がわかる。

（意見2）

保育園の正規職員率については、保育の現場における保育士の安定的な確保、さまざまな保育需要への対応、保育現場の事故リスク等の軽減、幼児教育と保育の一体的な提供の方向へ進む中で、保育士の正規職員率の増加を含む適切な職員の配置を検討すべきである。

（意見3）

幼稚園については、正規・非正規別の1人当たりの年間人件費を算出しているにもかかわらず、保育園については資料がないとのことであるが、今後、保育士の正規職員比率の増加や非正規保育士の処遇の改善等を検討するに当たって極めて重要なデータであると考えられるので、算定すべきである。

(2) 正規職員比率の他の政令市との比較

ア 幼稚園、小・中学校の教諭等の正規職員率及び他の政令市との比較（平成26年度）

区 分	正規職員率		
	幼稚園	小学校	中学校
札幌市	100.0%	100.0%	100.0%
仙台市	100.0%	94.7%	94.9%
さいたま市	100.0%	100.0%	100.0%
千葉市	-	96.3%	94.4%
横浜市	-	100.0%	100.0%
川崎市	-	100.0%	100.0%
相模原市	100.0%	100.0%	100.0%
新潟市	74.2%	97.7%	98.0%
静岡市	65.3%	91.2%	89.6%
浜松市	79.8%	91.8%	93.3%
名古屋市	89.1%	97.6%	97.9%
京都市	75.6%	87.5%	86.7%
大阪市	71.5%	85.9%	87.0%
堺市	62.7%	90.1%	88.1%
神戸市	100.0%	100.0%	100.0%
岡山市	89.0%	91.1%	86.2%
広島市	100.0%	100.0%	99.9%
北九州市	59.0%	86.7%	86.9%
福岡市	96.2%	89.7%	86.8%
熊本市	62.5%	86.8%	84.3%
平均	83.8%	94.4%	93.7%

（意見4）

本市の小学校、中学校の正規職員率は、それぞれ20政令市の平均値を下回っており、小学校においては13位、中学校においては19位と低くなっている。

将来的には、県費負担教職員の給与負担は岡山県から本市に移譲される予定ではあるものの、義務教育の重要性和学校問題の是正等のため、正規職員率の向上に向けた協議を岡山県と行うとともに、本市の予算措置を講じるなど改善を検討すべきである。

イ 市立保育園の保育士の正規職員率及び他の政令市との比較（平成26年度）

（単位：人）

区分	正規職員	臨時保育士 (8時間換算)(*)	正規率	臨時保育士 (実数)	臨時保育士 (延べ人数)
札幌市	315	152	67.5%	142	142
仙台市	705	216	76.5%	-	-
さいたま市	781	481	61.9%	-	-
千葉市	675	776	46.5%	-	-
横浜市	1,048	未集計	-	-	-
川崎市	682	-	-	-	-
相模原市	347	163	68.0%	-	-
新潟市	641	1,225	34.4%	-	-
静岡市	520	643	44.7%	765	-
浜松市	266	169	61.1%	-	-
名古屋市	1,208	988	55.0%	1,573	-
京都市	488	105	82.3%	122	-
大阪市	895	-	-	-	-
堺市	233	278	45.6%	347	453
神戸市	642	468	57.8%	1,152	-
岡山市	582	453	56.2%	231	-
広島市	1,071	629	63.0%	931	931
北九州市	204	104	66.2%	-	-
福岡市	158	214	42.5%	-	-
熊本市	189	185	50.5%	-	248

（注）岡山市保育士数は、臨時保育士（実数）にパート保育士勤務時間を正規職員の勤務時間数で割り返した数を含む。

以上のとおり、本市の市立保育園の正規職員比率は、データのある17政令市中10位となっている。

（意見5）

安定かつ充実した保育にとって、正規職員比率のみが重要ではないが、本市が他の政令市と比べて市立保育園の正規職員比率が低いことを踏まえ、保育現場における保育士の安定的な確保、さまざまな保育需要への対応、保育現場のリスクの軽減、幼児教育と保育の一体的な提供の方向性の中で、保育士の正規職員率の増加を含む適切な職員の配置を検討すべきである。

(4) 給食調理員の正規、非正規別の人数とその割合、1人当たりの人件費

ア 市立保育園

区分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	割合	人件費(百万)	人数(人)	割合	人件費(百万)
平成22年度	82	28.8%	-	203	71.2%	-
平成23年度	76	27.7%		198	72.3%	
平成24年度	74	26.0%		211	74.0%	
平成25年度	69	23.9%		220	76.1%	
平成26年度	67	22.6%		230	77.4%	

(注1) 非正規には、臨時、再任用、パート含む。

(注2) 人数は各年4月

(注3) 人件費は、本市では資料がないとの回答

イ 小学校

区分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	割合	人件費(万円)	人数(人)	割合	人件費(万円)
平成22年度	170	88%	-	23	12%	-
平成23年度	160	86%	約587	25	14%	約202
平成24年度	146	85%	約603	26	15%	約213
平成25年度	139	85%	約597	24	15%	約197
平成26年度	126	84%	約638	24	16%	約202

ウ 中学校

区分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	割合	人件費(万円)	人数(人)	割合	人件費(万円)
平成22年度	0	0%	0	3	100%	-
平成23年度	0	0%	0	3	100%	約201
平成24年度	0	0%	0	3	100%	約203
平成25年度	0	0%	0	3	100%	約202
平成26年度	0	0%	0	2	100%	約201

(注1) 正規には再任用職員を含む。

(注2) 非正規にはパート職員を含まない。

以上のとおり、小学校の正規の給食調理員の人件費は約638万円にも上り、非正規の給食調理員の3倍以上にも上っている。

なお、中学校の給食の正規職員がいないのは、すべて外部委託しているためである。

(指摘1)

給食調理員に関しては、小学校の正規職員の1人当たりの人件費が約638万円であるのに対し、非正規職員は約202万円と約3分の1であることを踏まえ、

小学校給食のさらなる民間委託の推進を検討して、人件費の削減を検討すべきである。

(5) 事務職員の正規、非正規別の人数とその割合、1人当たりの人件費

ア 小学校

区分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	正規率	1人当たりの人件費	人数(人)	非正規率	1人当たりの人件費
平成22年度	96	88.1%	県費負担のため省略	13	11.9%	県費負担のため省略
平成23年度	89	82.4%		19	17.6%	
平成24年度	91	85.0%		16	15.0%	
平成25年度	91	85.0%		16	15.0%	
平成26年度	92	84.4%		17	15.6%	

イ 中学校

区分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	正規率	1人当たりの人件費	人数(人)	非正規率	1人当たりの人件費
平成22年度	40	76.9%	県費負担のため省略	12	23.1%	県費負担のため省略
平成23年度	39	75.0%		13	25.0%	
平成24年度	40	76.9%		12	23.1%	
平成25年度	43	82.7%		9	17.3%	
平成26年度	44	86.3%		7	13.7%	

(意見6)

事務職員についても、教諭等と同様、将来的には、県費負担教職員の給与負担は岡山県から本市に移譲される予定ではあるものの、義務教育の重要性と学校問題の是正等のため、正規職員率の向上に向けた協議を岡山県と行うとともに、本市の予算措置を講じるなど改善を検討すべきである。

(6) 用務員

ア 幼稚園

区分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	割合	人件費(万円)	人数(人)	割合	人件費(万円)
平成22年度	0	0%	0	68	100%	約217
平成23年度	2	3%	約267	66	97%	約220
平成24年度	2	3%	約275	65	97%	約220
平成25年度	3	4%	約270	64	96%	約221
平成26年度	2	3%	約316	62	97%	約220

イ 市立保育園

区分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	割合	人件費(百万)	人数(人)	割合	人件費(百万)
平成22年度	1	0.8%	-	122	99.2%	-
平成23年度	1	0.8%		129	99.2%	
平成24年度	1	0.8%		125	99.2%	
平成25年度	1	0.8%		121	99.2%	
平成26年度	1	0.8%		117	99.2%	

(注1)非正規には、臨時、再任用、パート含む。

(注2)人数は各年4月

(注3)人件費は、本市では資料がないとの回答

ウ 小学校

区分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	割合	人件費(万円)	人数(人)	割合	人件費(万円)
平成22年度	61	66%	約715	32	34%	約202
平成23年度	52	57%	約725	39	43%	約206
平成24年度	47	52%	約683	44	48%	約204
平成25年度	51	56%	約681	40	44%	約202
平成26年度	48	53%	約725	43	47%	約205

エ 中学校

区分	正規職員			非正規職員		
	人数(人)	割合	人件費(万円)	人数(人)	割合	人件費(万円)
平成22年度	28	76%	約730	9	24%	約206
平成23年度	27	73%	約739	10	27%	約207
平成24年度	26	70%	約716	11	30%	約204
平成25年度	21	57%	約689	16	43%	約206
平成26年度	17	46%	約735	20	54%	約208

(注)正規には再任用職員を含む。

以上のとおり、小学校・中学校の正規の用務員の人件費はそれぞれ約725万円、約735万円にも上り、非正規職員の人件費の約3.5倍となっている。

(意見7)

小・中学校の用務員の民間委託については、民間委託の場合、偽装請負回避の観点から学校が用務員に対して直接指示ができないため、突発的な修繕、子どもとの関わりに関する業務、子どもの事故・不審者対策・災害時等の臨機対応は困難であり、教職員の負担が増大する。

また、委託を行った他市においても、委託による教職員の負担増と財政的効果

の低さにより委託から直営へ切り替えたところもある。

加えて、本市の1校当たりの正規用務員数が外部委託を行っていない政令市中最も少なく、委託を行っている政令市と比べて経費面でも遜色ない。

中学校の正規用務員が小学校の臨時用務員を指導するといった体制を検討して、用務員の臨時職員の増加による人件費削減を検討すべきである。

4 幼稚園，市立保育園の担任に正規職員が就いていないケース

(1) 幼稚園

定数内で必要な担任は，すべて臨時職員で対応している。

(2) 市立保育園

牟佐：2歳児クラス12名（2人担任）

御津南：3歳児クラス10名（2人担任）

宇垣：3歳児クラス11名・4歳児クラス9名（各1人担任）

竹枝：1・2歳児混合クラス3名+3名（2人担任）

（指摘2）

市立保育園においても，必要な担任は，すべて臨時職員で対応しているが，市立保育園の担任は，保護者からのさまざまな相談，クレームへの対応等の重要な仕事に従事するので，最低1人は正規職員が就けるよう，かかる視点からも正規保育士の増加を含む適切な職員の配置を検討すべきである。

5 病欠職員数

（単位：人）

区 分	メンタル	フィジカル	合計
幼稚園	0	0	0
保育園(市立)	2	3	5
小学校	2	2	4
中学校	0	0	0
小学校(県費負担教職員)	10	6	16
中学校(県費負担教職員)	13	3	16
合 計	27	14	41

小学校，中学校の県費負担教職員（教諭）の病欠職員数は，合計32人にも上り，幼稚園，保育園と比べても多く，メンタル面が原因となっている人数も合計23人と多い。

(意見8)

本市は、メンタル面が原因で病欠になっている教諭について、その原因（職場環境、悪質クレーム、ハラスメント、過重労働等）を分析、検討するとともに、職場環境、悪質クレーム等につき相談を受理して対応する部署と内部報告窓口を整備して、初動対応を充実させて、可能な限り再発を防ぐべきである。

6 市立保育園の産休代替

本市の産休代替は、臨時保育士等で対応している。

保育士が2名以上産休を取っている市立保育園は次のとおりである。

(単位:人)

園名	産育休者数	臨時保育士	パート保育士
清輝	2	2	
甲浦	2	2	
南方	3	3	
乙多見	2	2	
牟佐	2	2	
平福	3	2	1
西大寺	2	2	
豊	2	2	
金岡	2	2	
横井	2	2	
庄内	2	2	
興除	2	2	
興除東	2	2	
御津南	3	3	
彦崎	3	3	

(注)平成27年4月1日現在

(意見9)

正規保育士が同時に複数人産休に入り、代替が臨時職員であると、残りの正規保育士の負担が増え、保育上のリスクが高まるので、適切な職員の配置を検討すべきである。

7 加配

(1) 幼稚園

小学校長が幼稚園長を兼務しているすべての幼稚園を対象に臨時職員等を加配している。

平成26年度の兼務園加配状況は、以下のとおりである。

区分	幼稚園名	区分	幼稚園名
1	馬屋下	9	開成
2	野谷	10	角山
3	加茂	11	豊
4	牧石	12	幸島
5	平津	13	御休
6	旭東	14	雄神
7	旭竜	15	政田
8	西大寺南	16	甲浦

(2) 市立保育園

ア 保育士

区 分	家庭支援		障害児		入園増見込	延長保育	外国人
	正規	臨時	正規	臨時	臨時	臨時	臨時
必要数(人)	11	12	27	111	47	21	2
配置数(人)	11	5	27	12	25	0	0
充足率(%)	100%	42%	100%	11%	53%	0%	0%

イ 給食調理員

区 分	定員超え
	臨時
必要数(人)	6
配置数(人)	5
充足率(%)	83%

(3) 小・中学校

本市は学校から各種加配の要望をまとめて、県教委に申請しているものの、要望どおりに加配は認められていない。

(指摘3)

本市は、学校現場における対応困難ケース、特別支援教育充実の必要性が大きいケースについては、県の加配が決められなくても、本市の財源から独自の加配を実施すべきである。

第3 学校園の施設（全体監査項目3）

1 市立保育園の耐震診断結果

本市は、昭和56年以前に「旧耐震」基準で建築された市立保育園の園舎（鉄筋コンクリート造・鉄骨造）について、平成23、24年度に耐震診断を実施した。その結果は、次のとおりである。

市立保育園の耐震診断結果(平成23、24年度実施)

区分	保育園名	Is値(耐震性能)				保育園名	Is値(耐震性能)		
		0.3未満	0.3以上 0.6未満	0.6以上			0.3未満	0.3以上 0.6未満	0.6以上
1	旭東			○	21	神下			○
2	清輝			○	22	平福			○
4	甲浦	○			23	西大寺			○
6	南輝			○	25	豊		○	
7	三門		○		26	金岡		○	
				○	27	可知			○
9	岡南		○		28	宿毛		○	
10	鹿田			○	29	中山		○	
12	伊島			○	33	富原			○
13	高島		○		35	吉備津			○
15	財田	○			39	興除東			○
16	浜		○		40	大井			○
				○	44	御津南			○
18	巖井		○		52	福渡第二		○	
				○	54	万富			○
19	乙多見			○	合計	2	10	20	
20	牟佐			○					

本市は、耐震性能が低い園舎については「岡山市有建築物の耐震化計画指針」に沿って、順次耐震化（改修工事等）を進める方針である。

「岡山市有建築物の耐震化計画指針」では、Is値が0.6未満の施設は耐震改修が必要な施設とされており、そのうちIs値が0.3未満の施設（甲浦保育園・財田保育園）については、早急な対応が必要な施設として、平成25年度耐震改修設計、翌26年度耐震改修工事を実施する計画としていたが、その後「公立保育園・公立幼稚園の最適化に基づく整備計画」が確定した後に実施することとして、改修工事を延期している。

本市は、今後は、最適化に基づく整備計画を考慮しながら、平成30年度完了を目指して順次耐震化を進めていく予定である。

2 市立保育園における耐震化状況の他の政令市との比較

平成26年4月1日現在

区分	市名	保育所数 A	S57年以降 建物 B	S56年以前の建物(新耐震基準施行前)					耐震化率 $I=(B+H)/A$	
				対象保育所 数 C=A-B	元々、耐震性 を有していた 数 D	耐震診断 実施済数 E	耐震診断の 結果、耐震 性を有して いた数 F	耐震診断の 結果、耐震 改修を実施 した数 G		元々及び耐 震診断の結果、耐震性 を有していた、並びに 耐震改修済 の数 H
1	札幌市	245	208	37	2	8	3	2	7	87.8%
2	仙台市	142	102	40	1	39	22	13	36	97.2%
3	さいたま市	153	101	52	0	43	10	30	40	92.2%
4	千葉市	131	64	67	4	63	51	12	67	100.0%
5	横浜市	611	465	146	0	146	54	79	133	97.9%
6	川崎市	241	166	75	5	70	54	16	75	100.0%
7	相模原市	101	75	26	0	25	17	8	25	99.0%
8	新潟市	222	137	85	0	57	27	23	50	84.2%
9	静岡市	104	55	49	0	47	11	32	43	94.2%
10	浜松市	89	61	28	0	28	17	9	26	97.8%
11	名古屋市	363	167	196	0	196	101	80	181	95.9%
12	京都市	306	119	187	9	141	48	17	74	63.1%
13	大阪市	444	194	250	11	191	76	77	164	80.6%
14	堺市	131	108	23	0	21	3	11	14	93.1%
15	神戸市	214	124	90	0	79	43	28	71	91.1%
16	岡山市	194	130	64	0	57	29	0	29	82.0%
17	広島市	190	94	96	0	11	2	1	3	51.1%
18	北九州市	162	73	89	1	57	40	11	52	77.2%
19	福岡市	203	120	83	0	58	49	7	56	86.7%
20	熊本市	157	113	44	0	6	6	0	6	75.8%

(注)A:公私あわせた棟数を記入

以上のとおり、本市の保育園の耐震化率82.0%は、20政令市中15位と低い。

3 小・中学校における耐震化状況の他の政令市との比較

平成27年4月1日現在

政令市名	全棟数	耐震性のない建物 (診断未実施含む)	耐震化率
札幌市	919	57	93.8%
仙台市	1,097	0	100.0%
さいたま市	652	0	100.0%
千葉市	790	19	97.6%
横浜市	2,223	29	98.7%
川崎市	539	0	100.0%
相模原市	464	0	100.0%
新潟市	908	18	98.0%
静岡市	740	0	100.0%
浜松市	576	0	100.0%
名古屋市	1,493	0	100.0%
京都市	1,336	3	99.8%
大阪市	2,510	15	99.4%
堺市	863	6	99.3%
神戸市	1,175	6	99.5%
岡山市	627	134	78.6%
広島市	639	90	85.9%
北九州市	910	62	93.2%
福岡市	1,057	0	100.0%
熊本市	783	0	100.0%
全国平均	95.6%	政令市平均	97.2%

(注1)参考データ:平成27年度文部科学省公立学校施設耐震化状況調査

(注2)公立学校施設全般の耐震化状況調査のため、小・中学校ごとのデータは公表されていない。

以上のとおり、本市の小・中学校の耐震化率78.6%は、他の政令市の中で最下位である。

4 小・中学校の耐震化率の本市と県内他市との比較

政令市名	全棟数	耐震性のない建物(診断未実施含む)	耐震化率
岡山市	627	134	78.6%
倉敷市	436	40	90.8%
津山市	136	0	100.0%
玉野市	78	12	84.6%
笠岡市	77	8	89.6%
井原市	80	5	93.8%
総社市	87	21	75.9%
高梁市	72	2	97.2%
新見市	66	6	90.9%
備前市	72	13	81.9%
瀬戸内市	64	1	98.4%
赤磐市	74	0	100.0%
真庭市	79	5	93.7%
美作市	53	0	100.0%
浅口市	56	1	98.2%
全国平均	95.6%	県内都市平均	92.5%

以上のとおり、本市の小・中学校の耐震化率78.6%は、県内の他の14市の中で2番目に低い。

5 学校園の耐震化スケジュール等

本市の学校園の耐震化の経緯とそのスケジュールは次のとおりである。

- ①平成24年度までに校舎の耐震診断を終えた。
- ②体育館は平成23年度までに改修工事を完了した。
- ③校舎（ I_s 値 <0.3 ）は平成26年度に8棟、平成27年度に7棟、平成28年度に1棟改修工事を行い、完了の予定である。
- ④校舎（ $0.3 \leq I_s$ 値 <0.7 ）は小・中学校の改修工事の実設計が平成27年度に完了する見込みであるが、幼稚園の2棟の設計が平成28年度にずれ込んだ。改修工事は平成28年度に45棟、平成29年度に50棟実施する予定である。

平成25年2月策定の「岡山市有建築物の耐震化計画指針」により、市有建築物の中でも最優先で取り組むべき建物として学校園施設を位置付けているため、他の市有建築物より1年前倒しで平成29年度までに完了することを目指している。

また、国土交通省の耐震化基準では I_s 値（耐震性能）0.6未満が補強対象と

なるのに対し、学校園施設はさらに高いI s値0.7未満（震度6強に耐えうる基準）までを補強対象としている。

（指摘4）

本市は、校舎について、耐震診断の着手を早く行うことができているれば、文部科学省から要請のあった平成27年度までに校舎の耐震改修が完了できていると考えられる。

地震災害（建物倒壊）による人命にかかわるリスクがあることを踏まえ、今後かかることのないよう注意すべきである。

6 転用可能教室及び余裕教室のある学校

本市が平成26年5月に全学校に対し行った調査では、3年から6年程度使用する予定のない教室をいわゆる「転用可能な教室」と位置付け、現時点で恒久的に使用しない「余裕教室」と区分している。

その結果は、次のとおりである。

(1) 小学校（平成26年5月現在）

（単位：室）

区分	小学校名	転用可能教室	余裕教室	計
1	三勲小学校	3	0	3
2	福浜小学校	4	0	4
3	旭童小学校	2	6	8
4	岡南小学校	3	0	3
5	富山小学校	1	0	1
6	旭操小学校	1	1	2
7	御南小学校	2	0	2
8	三門小学校	0	1	1
9	雄神小学校	1	0	1
10	馬屋下小学校	1	0	1
11	野谷小学校	0	1	1
12	鯉山小学校	2	0	2
13	城東台小学校	1	0	1
14	千種小学校	2	0	2
	合計	23	9	32

(2) 中学校（平成26年5月現在）

（単位：室）

区分	中学校名	転用可能教室	余裕教室	計
1	操山中学校	1	0	1
2	上南中学校	1	0	1
3	中山中学校	1	1	2
4	御津中学校	1	0	1
	合計	4	1	5

(指摘5)

使用する予定のない教室をあえて転用可能な教室とせずに、また倉庫等に安易に利用せずに、児童館、児童クラブ等の子育て支援事業に活用すべきである。

7 市立幼稚園の余裕教室

(1) 市立幼稚園教室の使用状況の推移（各年度5月1日現在）

(単位:室)

区分	幼稚園数	教室数	使用数	絵本の部屋	その他	余裕教室
平成22年度	69	370	229	41	28	70
平成23年度	69	370	235	40	28	67
平成24年度	69	367	224	39	26	78
平成25年度	69	377	222	41	34	80
平成26年度	69	376	216	37	45	78

(2) 教室外使用の状況（平成27年4月1日現在）

余裕教室(室)	園数(園)	室合計(室)
1	23	23
2	18	36
3	4	12
4	2	8
5	-	-
6	1	6
合計	48	85
全体に占める割合	69.6%	21.0%

以上のとおり、余裕教室がある園は全体の約7割にも達し、余裕教室は全体の21%にも達している。

市立幼稚園では、入園児数の減少に伴い、本来の目的に使用されていない教室（余裕教室）が増加する傾向にあり、絵本の部屋、PTA・地域の会合や子育て支援の場等により、活用されている。

しかし、今後も入園児数の減少傾向が続くため、余裕教室が増加するものと考えられる。

(指摘6)

市立幼稚園の余裕教室については、保育園の未入園児童や待機児童の減少策と

して、地域の実態を考慮しながら、隣接の保育園の保育室や小規模保育園に活用するなど、早急に保育事業に活用すべきである。

8 大規模学校園

(1) 幼稚園

児童数が多い幼稚園は次のとおりである。

高島幼稚園 193人（総組数8）

吉備東幼稚園 188人（総組数8）

大元幼稚園 148人（総組数5）

(2) 保育園

児童数が多い保育園は次のとおりである。

（公立）

南方保育園 279人

高島保育園 200人

西大寺保育園 189人

（私立）

高島第一保育園 287人

みどり町保育園 249人

ちどり保育園 230人

(3) 小学校

児童数が多い小学校は次のとおりである。

西小学校 1,267人（36学級）

大元小学校 1,120人（32学級）

吉備小学校 1,046人（30学級）

（注）（ ）内は普通学級

(4) 中学校

生徒数が多い中学校は次のとおりである。

竜操中学校 1, 002人(30学級)

旭東中学校 948人(27学級)

芳泉中学校 939人(27学級)

(注) ()内は普通学級

「岡山市立学校の適正規模化についての基本的な考え方」によると、小・中学校は普通学級数が12学級以上24学級以下の学校が適正規模とされており、普通学級が31学級以上の学校を過大規模校としているので、上記の(3)の西小学校と大元小学校は過大規模校に該当する。

(指摘7)

過大規模学校においては、①一人ひとりの子どもに、十分目が届きにくく、個に応じた指導が進めにくい。②非常事態時の避難に相当な時間を要する。③教員間での意思疎通や情報共有が不足する等のリスクがあるので、教諭の加配はもとより、非正規の教員やサポーター的職員の加配を検討すべきである。

9 小規模学校園

(1) 幼稚園

市立幼稚園では入園児数の減少に伴い、在園児の少ない幼稚園（以下、20人以下を「小規模園」、10人以下を「過小規模園」という。）が一定数存在する。

小規模・過小規模幼稚園の推移は次のとおりである。

(単位:園)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼稚園数	69	69	69	69	69
小規模園(20人以下)	7	7	6	7	7
過小規模園(10人以下)	5	7	7	7	3
合計	12	14	13	14	10

(注)各年度5月1日現在

(指摘8)

幼稚園では、子どもが集団の中で社会性を培い心豊かに成長するため、多くの友だちと関わる事が大切であるとされており、一定の規模の集団を維持することが必要不可欠であることから、小規模・過小規模園について、一定の規模の集団を維持するため、統廃合を検討するとともに、廃止した幼稚園を保育園に転用することを検討すべきである。

(2) 保育園

規模別の分類についての定義はないが、園児数が少ない保育園は次のとおりである。

(公立)

福渡第二保育園	14人
竹枝保育園	19人
福渡保育園	20人

(私立)

めぐみ第二保育園	21人
牧石保育園	51人
御南保育園（分園）	53人

(3) 小学校

児童数が少ない小学校は次のとおりである。

馬屋上小学校	15人（3学級）
大宮小学校	32人（5学級）
竹枝小学校	33人（4学級）

(注) () 内は普通学級

(4) 中学校

生徒数が少ない中学校は次のとおりである。

建部中学校	120人（5学級）
足守中学校	151人（6学級）
上南中学校	162人（6学級）

(注) () 内は普通学級

「岡山市立学校の適正規模化についての基本的な考え方」によると、普通学級が6学級以下の学校は、過小規模校にあたる。

(指摘9)

過小規模校は、①多様な考え方や生き方、多様な学習形態に触れる機会が少なく、視野が狭くなる。②運動会などの学校行事では、少人数のため、種目が限定

されて活気に欠けたり，一人ひとりの負担が大きくなったりするなど学校全体の活力が低下する。③教員一人の分掌の負担が大きく，教育活動に集中しにくい等のリスクがある。

しかし，安易に統廃合に走ることなく，教諭の加配はもとより，非正規の教員やサポーター的職員の加配を検討すべきである。

10 学校の選択制度

(1) 制度の概要

本市では，小・中学校において，学区があるため，保護者の希望に沿った学校選択を実現する等の方策として，「岡山市通学区制度弾力化実施要綱」（岡山市教育委員会）を作成し，平成17年度の新1年生から，入学したい小・中学校を居住している学区，及び隣接している学区の小・中学校の中から1校を選択できるようにしている。

居住している学区の小学校を選択した場合は全員入学できるが，隣接している小学校（または小規模特認校）を選択した場合，希望者が学校受入枠を超えたときは，公開で抽選を行うこととされている。

また，小規模特認校として，次の学校は，地域性を生かした特色ある教育を推進する小規模校「小規模特認校」として指定されており，希望すれば市内全学区から選択できることとされている。

岡山市立福渡小学校（福とであう虹学校）

岡山市立馬屋上小学校（やまびこ学校）

岡山市立竹枝小学校（水辺とホテルの学校）

岡山市立大宮小学校（笑顔輝く学校）

岡山市立角山小学校（「わ」のある学校）

岡山市立小串小学校（海辺の学校）

(2) 抽選状況

平成27年4月1日の抽選数と抽選に当たった児童数は次のとおりである。

（単位：人）

区分	抽選数	当たった児童	漏れた数
小学校	241	191	50
中学校	217	82	135

小学校については，9人の枠に対して18人が申し込んで9人が抽選に漏れたケースがあった。

また、中学校については、13人の枠に対して73人が申し込んで60人が抽選に漏れたケース、2人の枠に18人が申し込んだケース、1人の枠に12人が申し込んだケースがあった。

(意見10)

学校選択制度は、児童の希望する学校で教育を受ける権利と児童の流出により児童数が少なくなり、学校ひいてはコミュニティーの維持ができなくなるという不利益を調整しなければならない問題であるところ、希望する学校で教育を受けたいという児童の権利は重視されるべきであり、できるだけ抽選漏れが出ないような「枠づくり」を検討すべきである。

(意見11)

中学校においては、隣接する特定の中学校の少数の枠に多数の希望者が生じているところ、逆に中学校の個性化、学業やスポーツの実績等により、入学希望者を増加させることのインセンティブを与える方策を検討すべきである。

第4 幼稚園授業料の収入（全体監査項目4）

1 幼稚園授業料の収入状況

(単位:百万円)

区分	調定額	収入額	収入未済額	収入率(%)
現年度分	291	289	2	99.2
滞納繰越分	10	※377,200円	7	3.8

(注)※印は円単位である。

幼稚園授業料の滞納繰越分の明細は次のとおりであり、幼稚園授業料については、9,654千円もの未収金が発生している。

区分	合計		
	児童数(人)	月数(月)	金額(千円)
平成22年度	45	270	1,687
平成23年度	51	290	1,811
平成24年度	47	299	1,870
平成25年度	61	336	2,090
平成26年度	82	357	2,196
合計	286	1,552	9,654

(注)平成27年9月18日現在

(指摘10)

幼稚園の授業料については、現年度分の収納率は99.2%と、保育料よりも高

くなっているが、滞納繰越分の収納率は3.8%と逆に保育料よりも低くなっていることを踏まえて、滞納繰越分の収納を徹底すべきである。

2 幼稚園授業料収納率の他の政令市との比較

(意見12)

幼稚園授業料収納率については、保育料と異なり、本市は他の政令市との比較を行っていないが、他の政令市等との比較で収納率が高いか低いかの現状認識及び他の政令市の収納率向上のための方策を参考にすべきであるので、他の政令市の状況を把握すべきである。

3 幼稚園授業料の督促の状況

幼稚園授業料の未収金については、毎月の納付期限後に保護者に対し、督促状を個別送付しており、督促状を送付しても、納付がなかった保護者に対しては、各幼稚園長を通じて催告を行っている。

4 幼稚園授業料の法的措置の実施状況

幼稚園授業料は、保育料と同様、消滅時効は地方自治法第236条第1項により、公法上の債権として、消滅時効期間は5年で、時効の援用も不要なので、原則として督促後5年により時効消滅する。

なお、幼稚園授業料は、保育料と異なり、自力執行権がないので、法的措置をとる場合は判決等の債務名義が必要となる。

(指摘11)

幼稚園授業料については、法的措置をとっていないとのことであるが、未収金のケースによっては法的措置をとるべき事案もあると考えられるので、未収金の事案につき、回収可能性等を考慮の上、法的措置をとるべき事案については、法的措置を検討すべきである。

(意見13)

幼稚園授業料は保育料と異なり、自力執行権がないため、料金課で管理されていない。

しかし、幼稚園授業料も債務名義さえ取りさえすれば、税債権と同様に強制執行力を持つこと、債務者の資力等の情報を共有できること、強制執行等のノウハウを共有する方が合理的であることなどから、幼稚園授業料のような非強制执行的な債権についても一元的な管理をされたい。

5 幼稚園授業料の不納欠損処理

幼稚園授業料は、税や国民健康保険料や保育料などと同様、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない債権であるため、債権放棄の判断は要せず、当該年度中に時効完成となった幼稚園授業料を不納欠損処理することになる。

本市は、平成20年度の240,700円(39件)、同21年度の1,562,800円(249件)を不納欠損処理している。

不納欠損の理由は次のとおりである。

居所不明	9人	22か月	137,600円
生活困窮	72人	266か月	1,665,900円
合計	81人	288か月	1,803,500円

(意見14)

居所不明については、早期かつ機動的な住民記録の調査等により回収の徹底を図り、生活困窮については、園への問い合わせ、本人への電話連絡等により実状把握に努めるとともに、法的措置も含めた回収を行い、収納率のさらなる向上に努めるべきである。

(指摘12)

幼稚園授業料については、債権放棄の判断を要しないため、安易に不納欠損処理をしてしまうリスクがあるので、弁護士等と早い段階で協議の上、法的措置とそれによる回収の可能性を十分検討した上で、不納欠損処理を行うべきである。

第5 保育料の収入(全体監査項目5)

1 保育料の収入状況

(1) 現年度分

(単位:百万円)

区分	調定額	収入額	収入未済額	収納率(%)
公	1,412	1,380	32	97.7
私	2,710	2,671	39	98.6
計	4,122	4,051	72	98.3

(2) 滞納繰越分

(単位:百万円)

区分	調定額	収入額	収入未済額	収納率(%)
公	164	21	124	12.8
私	196	29	149	14.9
計	359	50	273	13.9

(3) 合計

(単位:百万円)

区分	調定額	収入額	収入未済額	収納率(%)
公	1,576	1,401	156	88.9
私	2,906	2,700	188	92.9
計	4,482	4,101	345	91.5

(注) 以上の(1)~(3)は不納欠損額を除く。

(指摘13)

保育料の過年度の調定額は、359百万円と多額に上っており、収納率は13.9%と低くなっている。

保育料は現年度で収納を図らないと、回収が困難になる上、コストがかかることを踏まえ、現年度における回収を徹底すべきである。

2 保育料収納率の他の政令市との比較

都市名	合計			
	H25年度		H26年度	
	順位	収納率	順位	収納率
札幌市	8	94.51%	8	94.90%
仙台市	11	94.22%	9	94.85%
さいたま市	10	94.37%	11	94.66%
千葉市	6	94.69%	7	95.05%
横浜市	7	94.63%	6	95.31%
川崎市	3	97.25%	3	97.40%
相模原市	15	91.65%	15	92.72%
新潟市	13	93.45%	14	93.95%
静岡市	9	94.50%	12	94.59%
浜松市	1	99.26%	1	99.09%
名古屋市	2	98.68%	2	98.44%
京都市	5	95.24%	5	95.56%
大阪市	14	93.37%	10	94.83%
堺市	20	88.90%	20	89.30%
神戸市	16	91.34%	16	92.49%
岡山市	18	90.90%	18	91.51%
広島市	12	93.75%	13	94.21%
北九州市	4	95.86%	4	96.03%
福岡市	17	90.95%	17	91.63%
熊本市	19	90.26%	19	90.85%

(注1) 各市への照会数値(平成27年6月10日照会)

(注2) 収入額には還付未済額を含む。

(意見15)

本市の保育料の収納率は91.51%で、20政令市中18位と低くなっている。収納率の高い浜松市では福祉事務所と連携して収納率の向上に努力しているようであるので、収納率の高い市の収入方法を検討するなどして、保育料の収納率のアップを図るべきである。

3 保育料の督促の状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
発送件数(件)	16,413	15,285	14,702

(指摘14)

保育料の督促の発送件数は毎年減ってはいるが、平成26年度においては、14,702件で、郵便代等のコストは1件100円としても約147万円にも上る。

加えて、事務処理や督促に係る人件費のコストを考えると、口座振替率(平成26年度は88%)の向上と口座引落率の向上を念頭においた対策を図るべきである。

4 保育料の法的措置の実施状況

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
不動産	11	22,303,590	6	5,412,528	5	7,316,444
電話加入権	0	0	0	0	0	0
預貯金	69	58,283,108	42	24,554,128	50	26,978,246
年金	0	0	0	0	0	0
生命保険	27	9,256,139	12	7,390,350	33	7,629,267
給与等	0	0	1	227,800	4	8,331,602
その他	5	332,748	1	34,550	0	0
合計	112	90,175,585	62	37,619,356	92	50,255,559

(指摘15)

法的措置の実施は、平成26年度は平成24年度に比べて件数、金額ともに減少しているが、現年度分の収納率が98.3%で、収入未済額が72百万円と多額に上っていることからすれば、保育の現場における保護者に対する注意喚起と督促の強化はもとより、法的措置の減少要因、費用対効果を検討して、収納率のアップにつながるような法的措置の実行体制を検討すべきである。

5 保育料の不納欠損処理

不納欠損処理の内容は次のとおりである。

項 目	児童数(人)	期数(件)	欠損額(円)	摘 要	
居 所 不 明	13	85	995,350	住民登録はあるが居住していない者や市外転出後郵便物不達となり、連絡先が不明の者等	
経 済 的 要 素	生活困窮者	186	1,352	17,005,941	生活扶助などの適用を受けている者や市民税非課税等の低所得の者等
	所得減少等	166	1,130	18,717,197	失業、退職、営業不振などにより所得が減少したり、資産が判明しなかった者等
合 計	365	2,567	36,718,488		

(指摘16)

保育料の不納欠損処理額は、36,718千円にも上るところ、債権放棄の判断を要しないため、安易に不納欠損処理をしてしまうリスクがあるので、早期対応に努め、滞納処分の可能性を十分検討したうえで不納欠損処理を行うべきである。

6 保育料納入協力費

本市は、保育料の納入協力を携わった62園の私立保育園の園長等に合計2,208千円の報酬(1人当たり年額36千円)を支払っている。

(意見16)

保育料の納入に関しては、園により未納件数、未納額、園長等の督促件数により回収できた金額等に差異があるので、保育料の納入の困難度をいくつかの段階に分けて、保育料の回収についての苦労に応じた協力費を支払うなど制度を改めることを検討すべきである。

第6 待機児童対策(全体監査項目6)

1 保育所の利用決定

保育所の入園については、保育利用調整基準点数表に基づき、保育園の利用決定がなされている。

(意見17)

本当に保育が必要な人に保育を供給するという理念が実現できるよう、保育利用調整基準点数表については、保育園長など有識者を交えて、その内容を随時是正できるような仕組みを設けるべきである。

2 未入園児童数と待機児童数の推移

保育園の未入園児童数と待機児童数の推移は、以下のとおりである。

(単位:人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
定員数	12,967	13,097	13,567	13,637	14,047
入園申込児童数	14,448	14,887	15,324	15,386	15,453
入園児童数	13,603	13,930	14,338	14,431	14,515
未入園児童数	845	957	986	955	938
未入園児童数の内 待機児童数	0	0	0	0	134

(注)各年度4月1日現在

(1) 待機児童数

本市では、待機児童の解消に向け、保育所の定員の増加等に努力してきたことにより、平成14年9月以降、待機児童がゼロとなっていたが、平成27年4月1日現在、待機児童数は134人となっている。

これは、国の待機児童の定義見直しに伴い、これまで対象外としていた「保護者が求職中」の子どもを待機児童としてカウントするようになったためである。

(2) 未入園児童数

入園申込児童数から入園児童数を差し引いた未入園児童数が平成27年4月1日現在、938人にも上っていることに留意する必要がある。

本市の未入園児童数は、入園申込数の約6%までに達している。この中には、年度途中で育休・産休からの復帰のため、保育園への入園を希望しながら、希望する保育園に入れない0～2歳までの子どもが相当数含まれている。

そして、これらの多くは、保護者の勤務地や勤務時間等から一定の地域にある保育園への入園を希望し、その保育園の空き待ちをしているのが現状である。

(意見18)

本市は、少子化対策が喫緊の課題であることを重く受け止めるとともに、求職中の場合や育休、産休からの復帰等の際に、保育園に子どもを預けられず、女性が就職できなければ大きな社会的損失になることを重く受け止め、他の政令市で待機児童が0の市があることから、待機児童が発生しないための方策を確立すべきである。

(意見19)

本市は、潜在保育士から保育士のなり手を確保すべく、保育士に復帰しようとする人に一時金を支給するとか、保育士の悩み相談係を充実するなどの方策を検

討するとともに、臨時保育士やパート保育士の時給を上げ、交通費を支給するなどして、臨時保育士やパート保育士のなり手を確保すべきである。

3 待機児童数の他の政令市との比較

(単位:人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
札幌市	865	929	398	323	69
仙台市	498	410	533	570	419
さいたま市	143	126	117	128	95
千葉市	350	123	32	0	0
横浜市	971	179	0	20	8
川崎市	851	615	438	62	0
相模原市	460	244	132	93	0
新潟市	0	0	0	0	0
静岡市	41	155	153	156	141
浜松市	115	166	269	315	407
名古屋市	1275	1032	280	0	0
京都市	118	122	94	0	0
大阪市	396	664	287	224	217
堺市	431	457	62	23	54
神戸市	481	531	337	123	13
岡山市	0	0	0	0	134
広島市	210	335	372	447	66
北九州市	0	0	0	0	0
福岡市	727	893	695	0	61
熊本市		119	180	319	397
計	7,932	7,100	4,379	2,803	2,081

(意見20)

本市の待機児童数は、政令市中6番目に多くなっている。

また、待機児童数が0の市は7市あることから、本市においても待機児童数が0の政令市の政策を参考にして、待機児童数0を早期に実現すべきである。

4 保育環境の悪化の懸念

(1) 定員を超えた受け入れ

本市では、入園を希望する子どもの増加に対応するため、保育園では、定員を超えた受け入れを行ってきた。

保育園の定員超えの状況は次のとおりである（各年度5月1日現在）。

ア 市立保育園

区分	箇所数	定員総数	在籍園児数	増減	定員超過率
平成22年度	53	5,292	5,347	91	101.0%
平成23年度	53	5,292	5,375	28	101.6%
平成24年度	53	5,297	5,513	138	104.1%
平成25年度	53	5,307	5,541	28	104.4%
平成26年度	53	5,307	5,553	12	104.6%

(注)広域入所を含む。

イ 私立保育園

区分	箇所数	定員総数	在籍園児数	増減	定員充足率
平成22年度	61	7,625	8,351	84	109.5%
平成23年度	62	7,735	8,549	198	110.5%
平成24年度	62	7,800	8,667	118	111.1%
平成25年度	66	8,320	8,923	256	107.2%
平成26年度	66	8,360	8,953	30	107.1%

(注1)箇所数は各年度4月1日現在

(注2)分園は本園を含む。

(意見21)

本市は保育所の増設を行ってはいるが、保育需要に追いついていない。

将来構想としての30の区域における拠点としての認定こども園を中心に、施設の増設と余裕を持った保育士の配置等を検討すべきである。

(2) 保育室と遊戯室の兼用

一部の市立保育園では、遊戯室を保育室と兼用せざるを得ない状況になっている。

遊戯室を保育室として兼用している市立保育園数の推移は次のとおりである。

(単位:園)

区分	市立保育園数	兼用保育園数	割合
平成24年度	53	24	45.3%
平成25年度	53	23	43.4%
平成26年度	53	25	47.1%

(注)各年度4月1日現在

5 保育士・保育所支援センター

潜在保育士の確保のための方策として、本市では、保育士・保育所支援センターを設置している。

(1) 概要

登録人数 129人

認可保育園・認可外保育施設への就職 39人

そのうち公立18人（フルタイム5人，パート13人），私立18人（フルタイム6人，パート12人），認可外3人

(2) 事業内容

保育園の職場見学会

保育園の実習体験研修会

保育士応援セミナー

保育士就職面接会

(意見22)

保育士・保育所支援センターがさらなる潜在保育士の積極的登録による登録人数の増加が可能となるよう機能を強化すべきである。

6 保護者の選択肢の拡充

ワークライフバランスの下，さまざまな雇用形態に合致したさまざまな保育の選択肢が可能となるシステムが望ましい。

併せて，就労の有無にかかわらず継続して保育を利用する選択肢が増えること，適切な規模の保育の連携が確保されて，子どもの育ちの場が確保されること，3歳児からの教育の拡充など保護者の保育の選択肢を拡充することも重要である。

本市では，平成26年9月より保育利用者支援員を本庁と6福祉事務所に合計10名配置し，保育園入園に関する相談・案内業務を行っている。

(意見23)

保護者の保育の希望ニーズの多様化と多様な保育スキームの下，保育の需給を調整すべく，保育コンシェルジュを配置すべきである。

保護者の保育の選択肢の拡充とともに，働き方を変えることで，希望する保育も変わるので，保育コンシェルジュは創業等も含めた女性の働き方やワークライフバランスに係るアドバイスを行える人材を配置すべきである。

7 障害児保育拠点園

障害児保育拠点園とは、障害児を受け入れる施設及び設備の整備がされているもので、専用保育室や専用便所・テラス・保育観察室が設けてあり、保育に必要な備品が備え付けられている。

障害児定員10人に対し、正規保育士3人が担当し、障害児にきめ細かい保育を提供している。

年3回、障害児保育の専門家が巡回指導し、保護者・保育士に向けて、子どもへの関わり方、就学等についての専門的指導を行うとともに、保育の中に保護者参加の行事を多く取り入れている。

本市の障害児保育拠点園は次のとおりである。

公立保育園…9園（旭東・宇野・南輝・三門・緑・岡南・西大寺・興除東・灘崎）
私立保育園…2園（かわい・第二すみれ）

（意見24）

障害児保育の拠点と併せて、待機児童はもとより、未入園児童0を目指して、求職中の保育や産休明けの保育需要に機動的に対応できる未入園児童対応拠点保育園の整備も図るべきである。

第7 私立保育園への委託費（全体監査項目7）

1 運営費委託料

本市の保育園数は、平成26年4月1日現在、公立保育園が53園、私立保育園が67園（分園含む。）である（休園を除く。またその後平成26年12月1日に私立保育園が1園新設された。）。

公立保育園は本市が運営主体であるが、私立保育園については、主に社会福祉法人が運営主体となり、その経営は団体の自主的な運営に委ねられている。

すなわち、本市が利用者から保育料を徴収し、本市が私立保育園に委託料等を支払うことにより私立保育園の運営が行われている。

運営費委託料の推移は次のとおりである。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数	65	67	68
合計(千円)	7,373,521	7,777,318	7,898,584

委託費については、委託料収入支出計算書等の監査を行ったが、特段の問題はなかった。

(意見25)

本市は、委託費の支出の適正等をチェックすべく、使途の適正性、合理性も踏まえた監査を工夫すべきである。

2 私立保育所特別委託料

私立保育園の安定した運営を確保し、児童の処遇の維持向上を図るため、市が入所の承諾を行った児童についての同法第24条の規定による保育の実施に係る経費に対し支給するものである。

私立保育園の安定的経営に寄与し、児童1人当たりの公私間の保育単価差是正のため、昭和50年代に創設された。

私立保育所特別委託料を支給した園数と支払実績の推移は次のとおりである。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数	65	67	68
合計(千円)	614,073	643,559	645,789

私立保育所特別委託料については、特別委託料収入支出計算書等の監査を行ったが、特段の問題はなかった。

第8 私立保育園に対する補助金（全体監査項目8）

1 延長保育補助金

(1) 園数と補助金の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数	64	66	67
補助金合計(千円)	336,208	356,387	368,912

(2) 収入支出計算書

延長保育事業補助金の収入支出決算書の推進事業（11時間開所推進分）欄では、例えば、次のとおり特定の1～2人の保育士の人件費が記載されているものがあつた。

(単位:円)

収 入		支 出		
費目	金額	対象保育士氏名	費目	金額
延長保育事業補助金 (11時間開所推進分)	4,519,200	Aさん Bさん	職員棒給	2,557,200
自 己 資 金	3,284,100		職員諸手当	512,100
			期末・勤勉手当	1,033,681
			賞金	2,684,200
			法定福利費	1,016,119
合 計	7,803,300	合 計		7,803,300

しかし、この1～2人の保育士が実際に延長保育事業のみを行っているわけではない。

延長保育は、保育対策等促進事業実施要綱において、「民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業」と規定されており、11時間の開所時間における保育を行っている者が対象となっている。

そして、延長保育における補助金の算定方法は、延長保育の預り人数が中心になって決まっている。

以上のとおり、収入支出計算書記載の保育士が実際に延長保育事業として働いたかどうかは、あまり重視されていない。

2 私立保育所一時預かり補助金

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数	58	59	61
補助金合計(千円)	108,674	121,814	141,418

3 私立保育所休日保育事業補助金

保護者の勤務等により、休日等において保育に欠ける児童に対する保育の需要に対応し、乳幼児の向上を図るため、休日保育を実施する私立保育所に対し、交付する補助金である。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数	8	8	8
補助金合計(千円)	12,052	11,205	11,086

休日保育を行っている私立保育園は8園である。

なお、平成27年度より国補助事業として「休日保育事業」は廃止され、実施園

には委託費に「休日保育加算」を加算する仕組みに変更している。

4 障害児保育対策事業補助金

保護者の労働、疾病などの理由により保育に欠け、かつ、心身に障害を有する児童に対し、必要な保育を行うことにより、心身の発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養い、障害児の福祉の増進を図るため、障害児を受け入れている私立保育所に対し、交付する補助金である。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数	48	47	54
補助金合計(千円)	98,165	105,367	92,385

(注)分園は本園に含む。

障害児保育については、公立保育園の拠点園だけではなく、私立保育園においても保育士を加配しながら保育を行っている。

(意見26)

発達障害等の障害を有すると考えられる児童がいる場合、保護者の同意を得て専門医療機関の診断書の提出がないと、補助対象にならない。

しかし、実際には、保護者の中には、必ずしも診断書の提出ができない者がいるため、私立保育園の保育の現場では、保育士の加配等に苦慮しているのが現実である。

専門家（スーパーバイザー）が子どもの様子を確認するか、または、園長、保育士の子どもの状況説明書により、個別の対応が必要な児童についても補助金の支出が検討されるべきである。

(意見27)

アナフィラキシーショックがある児童について、調理士や保育士がアレルギーのある食品を食べさせないように慎重な注意をしていて、かなり手間がかかっているとのことであった。

保育に労力と時間を要している場合には、委託費の加算が行えるように、困難なケースを類型化して、委託費の加算ができるような仕組みを設けるべきである。

5 保育士等処遇改善臨時特例事業補助金

保育所の人材確保対策を推進する一環として、私立保育所が保育士等の処遇改善に取り組む場合、交付する補助金である。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数	—	66	64
補助金合計(千円)	—	170,515	168,681

(注1)平成25,26年度のみ実施。

(注2)分園は本園に含む。

決算額が2百万円未満の岡山市私立保育所地域活動事業補助金、岡山市私立保育所日本スポーツ振興センター補助金、岡山市社会福祉施設産休等代替職員費補助金は省略した。

以上の私立保育園に対する補助金については、収支計算書等を監査したが、特段の問題はなかった。

6 補助金の調査

(意見28)

本市は私立保育園への補助金の实地調査は行っていない。

しかし、岡山市補助金等交付規則第17条で「必要に応じて实地に調査し」とあること、例えば、岡山市私立保育所地域活動事業補助金であれば、小学校低学年児童を実際5人以上受け入れているか確認する必要があるため、適宜、立入検査を行い、補助対象事業の裏付けとなる領収書のチェックなど証憑の確認を行うべきである。

7 認可外保育施設への補助金（岡山市登録保育施設補助金）

本市は、28園に対し、12,516千円の補助金を交付している。

これは、認可外保育施設が認可保育所の補完的役割を担っている状況にかんがみ、児童福祉法の理念に基づき、岡山市認可外保育施設登録要綱により登録した施設の設置者に対し、交付する補助金である。

任意に抽出した2園を往査して、補助対象の支出に係る領収書、納品書等を監査するとともに、購入した物の現物を実査したが、特段の問題はなかった。

第9 私立幼稚園への補助金（全体監査項目9）

1 岡山市私立幼稚園支援事業補助金

私立幼稚園であって、岡山市における幼児教育及び保育の一体的振興を図り、その質的充実を実現することに寄与する各種事業に対して、交付する補助金である。

補助金を交付した園数と金額の推移は次のとおりである。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数	14	14	12
補助金合計(千円)	9,789	9,321	9,695

2 岡山市私立幼稚園就園奨励費補助金

家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、交付する補助金である。

補助金を交付した園数と金額の推移は次のとおりである。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数	20	23	24
補助金合計(千円)	99,996	109,812	126,759

3 岡山市幼児教育センター補助金

岡山市幼児教育センターに幼稚園を設置する学校法人に対し、教育条件の維持向上並びに経営の健全化及び保護者負担の軽減を図るために、交付する補助金である。

補助の対象となった園児数及び事業費・補助金額の推移は、次のとおりである。

区分	園児数(人)	補助対象事業費(千円)	補助金額(千円)	補助率(%)
平成23年度	100	54,203	32,012	59.1
平成24年度	101	42,570	30,772	72.3
平成25年度	99	44,460	30,285	68.1
平成26年度	99	44,770	29,428	65.7

(注1)平成23年度は確定時、平成24年度は決定時の金額である。

(注2)平成24年度に、広報支出、渉外費支出、前期末未払金、預り金、仮払金が補助対象外経費となったため、補助対象事業費が減少し、補助率が増加した。

以上の私立幼稚園への補助金については、収支計算書等を監査したが、特段の問題はなかった。

第10 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（全体監査項目10）

1 実施状況（平成26年度時点）

本市において、放課後児童クラブ（学童保育）の運営主体は任意団体である運営委員会が中心である。

放課後児童健全育成事業は、平成9年の児童福祉法改正により法制化され、平成15年に少子化対策として成立した次世代育成支援対策推進法に基づく児童福祉法

改正により「子育て支援事業」の一つに位置付けられている。

平成27年4月からは、各市町村の条例に基づいて放課後児童クラブが運営されることになっている（児童福祉法第34条の8の2）。

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年から3年までの児童に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

本市の状況は、合計90クラブで登録児童数は4,763人（平成26年4月1日現在）である。

利用者は平成20年度の4,436人から平成26年度には4,763人に増加した。

2 利用できなかった児童

放課後児童クラブを利用できなかった児童数の推移は次のとおりである。

（単位：個／人）

区分	利用できなかった児童数(各年5月1日現在)							計
	クラブ数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
平成24年度	6	22	12	4	0	0	0	38
平成25年度	8	18	5	7	0	0	0	30
平成26年度	8	17	6	7	1	0	0	31
平成27年度	6	13	1	2	6	0	0	22

（注）平成27年度の数値は参考である。

（指摘17）

平成26年5月1日現在で、希望する児童クラブを利用できなかった児童は31人となっている。

本市は、利用できなかった児童が生じている学区について、小学校余裕教室を活用するなど、児童クラブの定員増を行うべきである。

（意見29）

児童クラブの入会は運営委員会に委ねられており、入会の基準が統一されていないため、本市は入会の基準を示すべきである。

3 補助金の交付状況

(1) 補助金の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クラブ数	89	91	90
補助金合計(千円)	469,662	475,019	503,424

(2) 児童1人当たりの補助金（平成26年度）

ア 上位3クラブ

Aクラブ 330,500円

Bクラブ 240,757円

Cクラブ 239,360円

イ 下位3クラブ

ただし、保育園における児童クラブを除く。

Dクラブ 66,244円

Eクラブ 69,605円

Fクラブ 71,366円

(指摘18)

補助金の算定方法が登録児童数と必ずしも十分に直結していないため、各児童クラブの児童1人当たりの補助金に約5倍という相当の差異があり、結果的に不公平を招く可能性もあるため、補助金の算定方法を見直すべきである。

4 保護者の負担金（運営委員会方式）

保護者の負担金は、月額11,000円のクラブが2か所、月額10,000円のクラブが5か所である一方、月額2,000円のクラブが1か所、月額3,000円のクラブが3か所あった。

(指摘19)

運営内容や規模等が各児童クラブで異なるにせよ、保護者負担額に大きな差異があることは公平性の観点から望ましくないため、差異の縮小に向けた方策を検討すべきである。

5 保育園における児童クラブ

保育園における児童クラブの補助金は5か所平均で1,386千円と少なく、例えば、保育園における児童クラブ（登録児童数73人）の補助金が1,596千円であるのに対し、運営委員会方式の児童クラブ（登録児童数10人）の補助金が3,305千円であった。

(指摘20)

保育園における児童クラブも保育と児童クラブを区別して人件費等を計算しており、保育所の委託費で児童クラブを運営しているわけではないので、利用できなかった児童を解消するためにも、一般の児童クラブと保育園における児童クラブの補助金の算定方法を区別することのないよう、保育園における児童クラブの補助金の算定方法を見直すべきである。

6 実地調査

本市は、地方自治法第221条第2項に基づき、児童クラブに対し、実地調査を行っており、その中で、会計関係書類（金銭出納簿、手許現金、決算書類、請求書及び領収書、預金通帳等）の調査も行っている。

(指摘21)

実地調査のチェックリストをみると、欄が未記載のものが見られたので、チェックを明記すべきである。

実地調査の状況は次のとおりである。

(単位:件)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調査対象数	13	17	17	2	1

(意見30)

実地調査は、平成24年度以降大幅に件数が減少している。

補助金に係る事務執行の不正、誤り等の発生を防ぐため、事前に調査計画を立てて、計画的に調査を行うべきである。

7 本市の児童クラブへの関与

(意見31)

未収金が放置されていれば、児童間に不平等が生ずるため、本市は未収金とその管理状況を実地調査において把握し、必要に応じて指導すべきである。

第11 児童館（全体監査項目 1 1）

1 実施状況

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、18歳未満の児童や乳幼児親子が無料で利用できる施設である。常時、専門の職員を配置し、児童の年齢に応じたクラブ活動の実施や遊びの指導を行ったり、乳幼児を抱える保護者に相談の場や交流の場を提供している。

本市が設置する児童館は、市内に23館ある。その内、9館は本市の直営で、5館は岡山市ふれあい公社、9館は岡山市社会福祉協議会が指定管理者として運営している。

岡山市ふれあい公社が運営する児童館5館は、本市全域を対象とした児童館で、駐車場が広く乳幼児親子が利用しやすい施設環境である。その特性を活かし、乳幼児親子向けの活動を重点的に取り組み、乳幼児親子の居場所や相談の場としての役割を果たしている。

また、直営児童館や岡山市社会福祉協議会が運営している18館は、地域密着型であり、近隣の学校園、町内会や民生委員等と連携した活動への取組強化が、地域での子育て支援への気運を高め、児童館利用の活性化にも繋がるものである。

（意見32）

児童館については、本市が運営する子育て支援サイト等をさらに活用し、各児童館の特色等をPRしていくべきである。

本市の決算額の推移は次のとおりである。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童館運営費決算額(千円)	243,786	247,585	256,886

平成26年度の利用者1回当たりのコストは583円である。

2 利用状況

合計 23 施設で、利用人数の推移は次のとおりである。

(単位:人)

館名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
清輝児童センター	13,059	15,261	13,293	13,395
旭東児童センター	12,586	11,996	14,703	17,629
三門児童センター	12,143	13,561	13,814	17,004
財田児童センター	14,776	17,581	21,259	22,252
大井児童館	13,353	13,058	11,869	7,586
富原児童館	8,661	8,959	8,651	8,998
浜川原児童館	11,545	11,743	12,435	12,978
久保東児童館	7,144	7,530	7,988	8,681
宿毛児童館	8,355	7,869	8,381	8,077
七区児童館	11,994	10,266	10,655	11,284
片岡児童館	10,586	9,995	10,345	11,667
植松児童館	10,497	9,023	8,820	9,910
馬屋下児童館	11,580	8,591	9,710	12,183
平津児童館	10,108	8,668	9,374	9,129
興除児童館	14,319	9,481	6,032	7,037
大曲児童館	9,069	7,736	7,330	7,381
錦児童館	16,562	11,309	12,795	13,794
ゆう遊プラザ	4,519	23,350	23,118	22,266
ふれあい児童館	65,480	65,410	60,387	62,613
西大寺ふれあい児童館	25,668	25,271	26,181	25,572
西ふれあい児童館	38,084	41,249	45,945	47,496
南ふれあい児童館	39,973	40,697	44,197	47,430
北ふれあい児童館	30,366	31,874	34,646	36,522
計	400,427	410,478	421,928	440,884

以上のとおり、児童館の利用人数合計は増加している。

(意見33)

大井児童館と興除児童館は利用人数が減少しているため、その原因を調査するとともに、児童等が魅力を感じて来館するような工夫を検討すべきである。

また、平成26年度の児童館の利用者の内訳は、次のとおりである。

(単位:人)

区分	利用者
幼児	138,169
小学生	112,696
中学生	24,970
高校生	7,132
その他	157,917
合計	440,884

3 近くに児童館がない地域，学区

中学校区，小学校区ごとの児童館の設置状況は次のとおりである（平成26年4月1日現在）。

	中学校	小学校	児童館		中学校	小学校	児童館		中学校	小学校	児童館	
北	岡山中央	岡山中央		中	東山	旭東	旭東	南	福浜	福浜		
	岡北	御野				平井				福南	福島	
		牧石			操山	三敷					南輝	
	京山	伊島	北ふれあい			宇野	浜川原			芳泉	芳泉	南ふれあい
		津島			操南	操南	岡山ふれあい				浦安	
	桑田	鹿田				操明				芳田	芳田	
		大元			富山	旭操					芳明	
		出石			富山	富山				光南台	甲浦	
	岡輝	清輝	清輝		竜操	財田	財田				小串	
		岡南				竜之口				妹尾	妹尾	西ふれあい
	香和	野谷			高島	竜多					箕島	
		横井	富原			旭竜				福田	福田	
		馬屋上		旭東	高島			興除	興除			
	御津	御津			古都				曾根	興除		
		御津南		西大寺	可知			藤田	第一藤田	大曲		
		五城			芥子山				第二藤田	錦		
	建部	建部		西大寺	西大寺	西大寺ふれあい		灘崎	第三藤田			
		竹枝			西大寺南				豊	片岡		
		福渡		上南	雄神	久保東			豊			
	石井	石井			豊				政田			
		大野		山南	政田				開成			
		三門	三門		太伯				幸島			
	御南	西			幸島				朝日			
		御南		上道	大宮	宿毛			大宮	宿毛		
中山	中山			浮田				浮田				
	馬屋下	馬屋下		城東台				城東台				
	桃丘			平島				平島				
	平津	平津		御休				御休				
高松	庄内			角山				角山				
	加茂		瀬戸	千種				千種				
	鯉山			江西	ゆう遊プラザ			江西	ゆう遊プラザ			
吉備	陵南											
	吉備											
足守	足守											
	蛭明	大井										

(意見34)

本市全域をカバーする目的で，5か所のふれあいセンターに児童館がそれぞれ設置されているものの，中学校区ごとには設置されていない現状である。子育て支援の実施については，児童館だけでなく，地域子育て支援センター，放課後子ども教室，公民館や子ども会活動など，さまざまな子育て支援も勘案しながら，地域によって支援のバラつきが生じないようにその充実に努力されたい。

第12 学校の PTA 会計・学校徴収金等に関する財務事務（全体監査項目 1 2）

1 PTA を包括外部監査の対象とすることについて

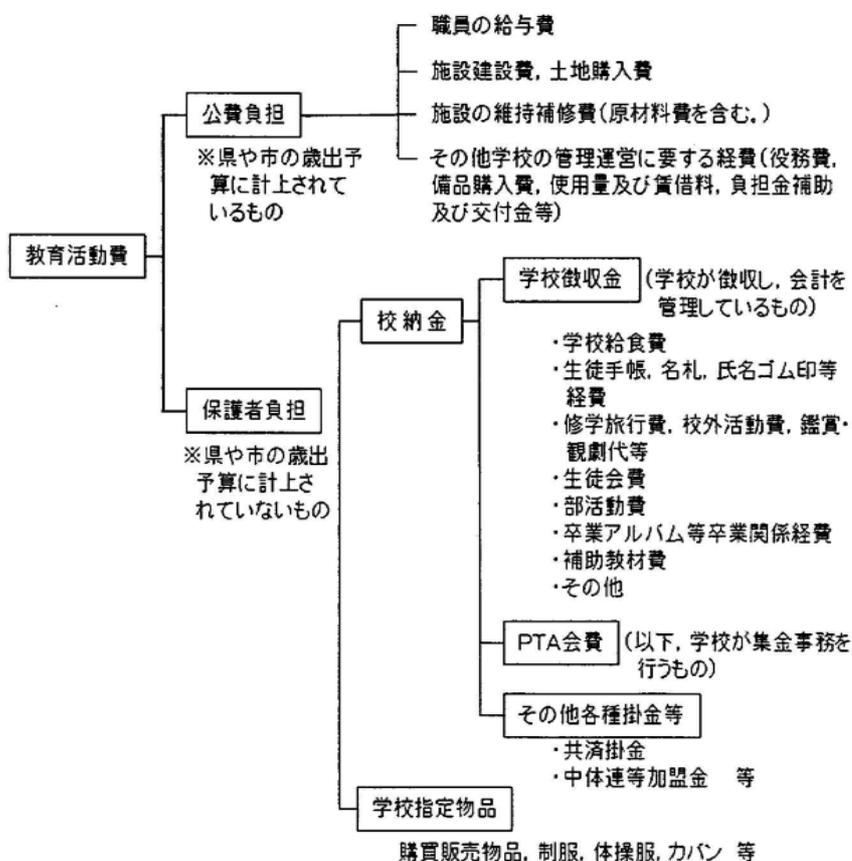
PTA 会費については、学校が PTA 会費の徴収、通帳の管理、現金の出入金、総会資料の作成等に現実に関わっており、かかる学校の PTA 会費に対する関与は、学校の財務事務の一環として考えられている。

仮に、PTA 会計において、現金の亡失等があれば、本市が国家賠償訴訟を提起される恐れは十分にある。

校納金等取扱手引においても、学校は PTA 会費の集金等について委任（責任）関係を契約書等により明確にしておくこと、PTA 組織から求めがあった場合は可能な助言を行うこと、学校として PTA に公費で負担すべき学校運営費等についての財政的支援を求めてはならないこと等学校の PTA 会計に関する財務事務を行う際に留意すべき事項が示されている。

2 本市における取り扱い

校納金等取扱手引における PTA 会費等の位置付けは次のとおりである。



以上のとおり、本市は、PTA 会費について、「保護者負担」（市の歳出予算に計上されていないもの）の中の「校納金」の中の「学校徴収金」（学校が徴収し、会計を管理しているもの）とは別個の「学校が集金事務を行うもの」として位置付けている。

そして、本市は、PTA が本市とは独立した任意団体であって、本市が財政的援助を行っている団体ではないため、収支報告は求めておらず、本市又は本市監査委員は、学校園における PTA 会計に対して、監査を行っていない。

PTA 会計の監査は、保護者代表がそれぞれのルールに基づいて行うのみである。

すなわち、PTA は市が財政的援助を行っている団体ではないため、年間収支についての報告は本市として求めていない（地方自治法第 199 条第 7 項、岡山市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条）。

（意見35）

学校における PTA 会計に関しては、①学校が集金だけを行っているケース、②学校が通帳の管理まで行っているケース、③学校が通帳の金銭の出し入れまで行っているケース、④学校が PTA 総会の資料づくりまで行っているケースなどさまざまなケースが見られた。

学校園や PTA にはさまざまな沿革があるので、PTA 会計の取り扱いをあえて統一する必要はないが、公務として教職員が行う部分の財務事務については、その事務が適切かどうか学校長には確認・指導する責務がある。

したがって、各学校における PTA 会計の財務事務について、学校長はその状況と方法を把握しておくべきである。

3 岡山県の私費会計に対する考え方

岡山県教育委員会が出している、「学校徴収金取扱マニュアル」（平成 26 年 10 月改訂版）では、次のように記載されている。

「私費会計といえども、学校教育活動に必要な経費であることを考えれば、税金などに賄われる公費に準じた性格を有しており、又、学校という公の施設において会計処理が行われる以上、公費同様の適正な事務処理を行うことが必要」であり、「保護者への説明責任と情報提供の義務は免れない」ものである。

一方、校納金等取扱手引によると、PTA は学校組織とは独立した任意の団体であること、PTA の活動に伴う会計処理についても組織内で自主性をもって、自己完結的に行うこと、PTA 組織から求めがあった場合には可能な助言を行うこと等が記載されており、PTA 会計が公費に準じた性格であるとか、公費同様の適正な事務処理

を行うことが必要などといった点は明記されていない。

(意見36)

本市の校納金等取扱手引における PTA 会計は、学校教育活動に必要な経費であることと、学校という公の施設において会計処理が行われることを直視して、より公費に準じた性格の経費としての位置付けを行うべきである。

4 PTA 会計の公費負担，支出のリスク

(1) 公費負担と私費負担の区別

本市の「義務教育に関する費用の運用指針」においては、公費負担は、学校の管理運営，教育活動に要する経費で、学校共通の教育水準維持に必要な経費で、施設，備品の整備，修繕費等がこれに当たるとされている。

一方、私費負担は、児童生徒の個人の所有物に係る経費や直接的利益が児童生徒に還元される経費であるとされている。

(2) PTA の活動内容

PTA 会計の用途については、校納金等取扱手引においては、PTA の活動内容は次のとおりとされている。

PTA の活動内容は、総会，会報の発行，会員等の研修，親ぼく，慶弔など，構成員交流や向上を目的とする組織内活動と学校が行う教育活動に対する支援活動に分類される。

教育活動支援費は、教育活動を支援する PTA の活動に使用する消耗品の購入の経費（PTA の清掃活動に PTA 会員が使うほうきの購入など。学校の物品購入の財源ではない。）

寄付については「義務教育に関する寄付採納適否の基本指針」が定められており、学校として、PTA に公費で負担すべき学校運営費等についての財政的支援を求めてはならないとされている。

そして、「本市の義務教育に関する寄附採納適否の基本指針」においては、寄附採納できないものとして、学校教育に直接関係ないもの（管理的経費）の例として、エアコン，事業用パソコン，新聞，トイレットペーパー，アルボース等が挙げられている。

第13 市立保育園の保護者会会計等（全体監査項目13）

1 保護者会費

(1) 徴収

保護者会費については、例えば、月額500円を徴収していた保育園が多く見られた。

この場合、保護者会はあくまでも保育園とは別個の任意団体ではあるが、保護者会費の徴収を担当するのは、保育園の保育士であるところが多かった。

（指摘22）

保育園が外部の任意団体である保護者会から委任を受けて保護者会費を徴収する以上、本来、委任契約を締結すべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。

(2) 管理

保育園での保護者会費の管理に関しては、①保護者会代表者某名義の通帳を保護者会の代表者が自ら管理しているケース、②保護者会代表者某名義の通帳を保育園が管理しているケースがあった。

（指摘23）

保育園が通帳を管理している場合には、保育園が外部の任意団体である保護者会から委任を受けて、通帳を管理する以上、本来、委任契約を締結すべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。

(3) 預金の出入れ

保育園の中には保護者会の通帳からの預金の出入れは保育園が行っていた。

（指摘24）

保育園が外部の任意団体である保護者会から委任を受けて保護者会の通帳から預金の出入れをする以上は、委任契約を締結すべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。

(4) 記帳

保育園においては、保護者会費について、現金出納簿をつけていないところが見受けられた。

(指摘25)

保育園が保護者会費として現金を預かる行為は紛失、盗難、横領のリスクがあり、預かった現金を記録しないことは、現金の管理責任を放棄する極めて危険な行為である。

保育園が現金として保護者会費を徴収している以上は、現金出納簿を作成すべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。

2 用品代等

(1) 徴収

保育園においては、用品代について、現金を保護者から徴収して業者に支払いをしているにもかかわらず、現金出納簿をつけていないところが見受けられた。

(指摘26)

保育園が用品代として現金を預かる行為は紛失、盗難、横領のリスクがあり、預かった現金を記録しないことは、現金の管理責任を放棄する極めて危険な行為である。

保育園が現金として用品代を徴収している以上は、現金出納簿を作成すべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。

(2) 管理

一部の保育園においては、すべての保護者から用品代が徴収できるまで、現金をロッカーに保管するという運用を行っていた。

(指摘27)

保育園としては、本来、保護者から徴収した現金をロッカーに保管すること自体にリスクがあるので、例えば、一定期間を超えて保管しなければいけない場合は預金するといった運用にすべきであり、本市はかかる指導を行うべきである。

(3) リベート

市立保育園においては、リベートは見られなかった。

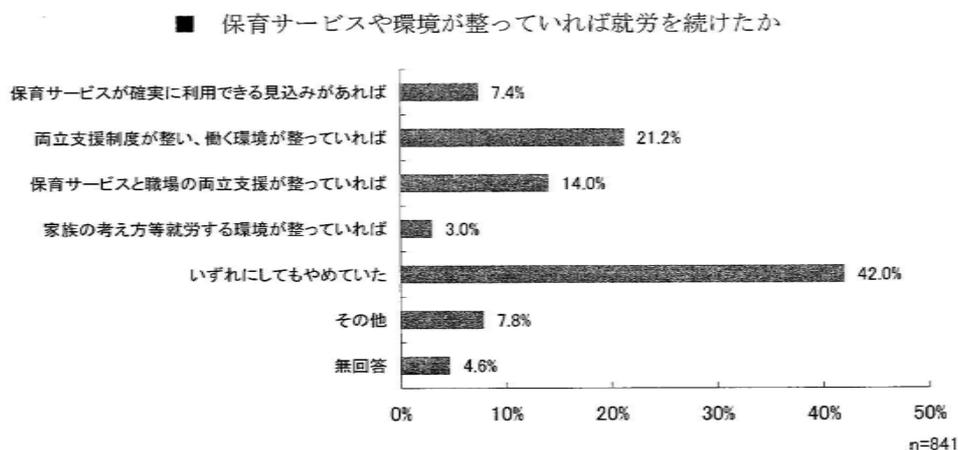
第14 子育て支援事業（全体監査項目14）

1 子ども・子育てに関するアンケート

本市は、平成24年度に子ども・子育てに関する施策の充実を図るために、岡山
市全域を調査地域とし、0歳～小学校6年生のいる世帯5,000世帯を調査対象
とした次のようなアンケート結果を実施しており、その結果の一部は次のとおりで
ある。

※回収結果

配付数	不達返送数	有効配送数	回収数	回収率
5,000世帯	9世帯	4,991世帯	1,979世帯	39.7%



以上によると、保育サービスや環境が整っていれば就労を続けたかという問いに
対して、「いずれにしてもやめていた」が42.0%と最も高い反面、「両立支援
制度が整い、働く環境が整っていれば、継続的に働いた」「保育サービスと職場の
両立支援が整っていれば、継続的に働いた」を合わせると、35.2%にも上って
いる。

（意見37）

保育サービスや子育て支援環境が不十分であると、女性の労働市場への参入に支
障が出ることは明らかであり、このことは本市の経済活性化にとって大きなマイナ
スである。

本市には、さまざまな行政課題があり、資源は限られてはいるものの、保育と子
育ての充実のための施策は、最重点事業として行うべきである。

2 園児に対する特別支援教育・障害児保育

特別支援教育とは、障害のある幼児の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

市立幼稚園では特別支援教育支援員を、公立保育園では障害児加配のために保育士を配置しているが、配置が増加のペースに追いついていない状況である。

公立保育園においては、昭和51年より障害児保育指定園として障害児保育を開始し、現在は、公立保育園9園、私立保育園2園の計11園において受け入れを行っており、私立保育園も含めた一般園においても多くの障害児を受け入れることにより増加に対応している。

また、幼稚園においても保育園と同様に多くの障害児の受け入れを行っている。

(意見38)

今後も特別支援教育・障害児保育の希望者の増加が続くものと予想されるので、受け入れ枠のさらなる拡大のため、施設整備も含め支援体制を充実させるべきである。

3 シルバー世代産前産後応援事業

(1) 事業内容

産前産後の子育てに不安を感じる妊産婦世帯に、子育て経験のあるシルバー世代の支援者を派遣し、家事・育児援助を実施している。支援者には、子育て経験の活用とやりがいづくりの視点を踏まえシルバー世代を登用し、援助に必要な知識や技術習得のための研修会を実施している。

(2) 決算額の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算額(千円)	4,471	4,616	4,453

(3) 実施内容等

ア 平成24年度(10月から開始)

登録者数 52人 支援者数 30人 利用回数189回

イ 平成25年度

登録者数 88人 支援者数 38人 利用回数421回

ウ 平成26年度

登録者数 72人 支援者数 49人 利用回数389回

(意見39)

利用登録者数と利用回数が低迷しているため、産前産後の妊産婦のニーズに沿った利用しやすい制度の見直しを検討すべきである。

4 ファミリーサポート事業

(1) 事業内容

育児の支援をしてほしい方（依頼会員）と応援したい方（提供会員）が会員となり、ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが、依頼会員の要望を受け、提供会員を紹介するものである。

利用料金：月～金曜日までの7：00～19：00 700円／1時間

月～金曜日までの7：00以前または19：00以降、土・日・祝日など 900円／1時間

(2) 決算額の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算額(千円)	10,015	9,514	8,504

(3) 実施内容等

ア 平成24年度会員数 合計2,988人

提供会員554人、依頼会員2,116人、活動件数7,530件

イ 平成25年度会員数 合計3,100人

提供会員561人 依頼会員2,220人 活動件数8,446件

ウ 平成26年度会員数 合計2,944人

提供会員489人 依頼会員2,153人 活動件数8,959件

(意見40)

ファミリーサポート事業は、市民に対してさらなる周知を行い、提供会員数を増やし、また、依頼会員のニーズに十分に対応できる体制を整え、利用者増と利用しやすい制度づくりを検討すべきである。

5 子育て支援センター

(1) 事業内容

ア 子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置、子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施

イ 子育てに不安、悩み等を持っている子育て親子に対する相談又は援助の実施

ウ 子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児及び子育てに関する情報の提供

エ 子育て親子、将来、子育て支援にかかわるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(2) 実施内容等

園名	専任職員人数	講習会等				出前保育		相談件数	委託料 (単位:千円)
		講座・講演会		子育てサークル支援等		開催回数	参加人数		
		開催回数	参加人数	開催回数	参加人数				
1 なかよし	2	67	2,036	234	5,459	5	219	58	7,400
2 妹尾	2	18	1,056	49	1,856	6	234	53	7,400
3 しろばら	2	16	861	161	4,638	1	59	926	7,400
4 第二すみれ	2	36	780	46	830	5	222	223	7,400
5 かわい	2	17	1,201	120	2,918	2	118	292	7,400
6 富山	2	22	1,373	63	3,009	19	584	121	7,400
7 ふたば	2	12	186	145	5,189	2	592	29	7,400
8 深 柢	2	12	127	70	348	12	122	17	7,400
9 白 鳩	2	51	957	200	3,456	3	57	404	4,360
10 高島第一	2	48	1,047	205	6,652	10	504	1,275	4,360
11 ちとせ	2	25	1,046	68	1,372	3	108	16	4,360
12 くまの子	2	95	6,450	137	6,687	3	139	238	4,360
13 白ゆり	2	38	1,196	203	1,484	5	136	42	4,360
14 操 南	2	31	405	66	1,355	28	1020	262	4,360
15 御 南	2	33	1,372	213	3,005	7	233	104	4,360
16 岡 北	2	35	1,241	225	4,049	2	112	470	4,360
17 吉 備	2	24	971	191	2,064	0	0	3	4,360
18 大 福	2	22	1,049	28	1,050	1	86	174	4,360
合計	36	602	23,354	2,424	55,421	114	4,545	4,707	102,800

6 地域と家庭の子育て推進事業

(1) 事業内容

ア 子育て広場：地域住民が主体となって、幼稚園等の空き教室を利用し、週1回程度、子育てに関する学習・交流の場を設けるものである。

イ グループ活動：保育園等の保護者を中心に地域の人でつくったグループで、子育てに関する学習・交流・実践活動を継続的に行い、子育てに関する不安や悩みを解消し、家庭と地域の教育力の向上を図るものである。

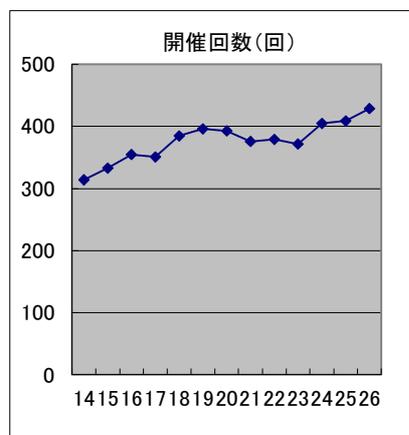
ウ 家庭教育セミナー：家庭教育・子育てにかかわる、講演会等の学習活動を開催した団体に助成を行うものである。

(2) 実施内容

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
決算額(千円)	4,050	4,096	4,215
子育て広場 団体数	11	12	12
グループ活動 団体数	56	51	47
家庭教育セミナー 件数	1	3	1

子育て広場の開催状況は次のとおりである。

年度	開催回数(回)	参加人数(人)	1回あたり参加人数(人)
14	314	14,282	45
15	333	14,396	43
16	355	16,128	45
17	351	16,381	47
18	385	17,306	45
19	396	17,102	43
20	393	19,772	50
21	376	14,199	38
22	379	16,997	45
23	372	15,925	43
24	405	17,860	44
25	409	17,102	42
26	429	18,820	44



以上のとおり、地域と家庭の子育て推進は、一定の成果を出している。

7 発達障害のある幼児，児童数

(1) 市立幼稚園

区分	3歳児	4歳児	5歳児	合計
発達障害(人)	9	87	115	211

(2) 市立保育園

区分	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
発達障害(人)	4	18	64	90	123	299

(3) 私立保育園

区分	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
発達障害(人)	1	13	24	53	73	164

市立幼稚園では特別支援教育支援員を，保育園では障害児加配の保育士を配置している。

市立幼稚園の特別支援教育支援員の配置状況は次のとおりである。

平成26年度 4月当初 62人
 年度末 82人

市立保育園において，昭和51年より障害児保育指定園として障害児保育を開始し，現在は，市立保育園9園，私立保育園2園の計11園において受け入れを行っている。

また，私立保育園も含めた一般園においても多くの障害児を受け入れることにより，増加に対応している。

(意見41)

今後も特別支援教育・障害児保育の希望者の増加が続くものと考えられるところ，診断書の提出がなされていない発達障害児も含めた障害児のスムーズな受け入れが可能となるよう，特別支援教育支援員と保育士の配置と施設整備も含めた支援体制を充実させるべきである。

8 3歳児教育・預かり保育

市立幼稚園では、3歳児教育を17園で実施しているが、3歳児教育を実施している半数近くの園で定員を超える応募があり、入園にあたり抽選を実施している。

3歳児教育の状況は次のとおりである。

区分	市立				私立	
	幼稚園数	3歳児実施園数 (学級数)	3歳児在籍園児数	抽選実施園数	幼稚園数	3歳児在籍園児数 (満3歳児を除く)
平成22年度	69	17(19)	343	7	14	785
平成23年度	69	17(19)	359	10	14	832
平成24年度	69	17(19)	365	8	15	816
平成25年度	69	17(19)	370	11	15	864
平成26年度	69	17(19)	341	8	15	829

(注) 私立幼稚園の入園児数には、市外からの入園児数を含む。

以上から明らかなおとおり、市立幼稚園は私立幼稚園に比べて、3歳児童の数が少ない。

本市では、市立幼稚園における3歳児教育実施園の拡大や預かり保育の実施については、余裕教室の有無、地域のバランス、保護者や地域のニーズ、3歳児人口の推移などを把握し、私立幼稚園・保育園との関係などから総合的に検討していかねばならなかったことから、実現するに至らなかったとしているが、市立幼稚園には空き教室があること、入園園児数が減少していること等からすれば、説得力のある理由とは考えられない。

(意見42)

幼稚園において、3歳児教育の未入園児童が発生しないよう、市立幼稚園における3歳児教育の拡大と、預かり保育については、職員配置や施設整備等の検討を行い、子育て支援の観点から早急に検討すべきである。

9 事業所内保育園

(意見43)

保育の多様化と保護者の保育の選択肢を広げる観点と、民間活力の活用の観点から、事業所内保育園のさらなる整備と拡充と保育の質の向上のための方策を検討すべきである。

第15 学校給食費（全体監査項目15）

1 学校給食費未納状況

(1) 小学校

小学校の給食費の現年度未納額は5,608千円（246人）、過年度未納額は19,537千円（750人）にも上っている。

現年度の未納がない小学校は91校のうち46校で、全体の50.5%である。現年度の未納率は0.29%である。

(2) 中学校

中学校の給食費の現年度の未納額は6,909千円（295人）、過年度未納額は31,176千円（1,406人）にも上っている。

現年度の未納額がない中学校は36校のうち10校で、全体の27.8%にすぎない。

現年度の未納率は0.69%と小学校の未納率を上回っている。

（指摘28）

給食費の未納は、支払った者と支払わない者との不公平に直結し、モラルハザードにつながりかねないので、学校での徴収の指導の強化や就学援助からの引落とし等のほか、資力があるにもかかわらず支払わないなど悪質な場合は法的措置も検討すべきである。

（指摘29）

本市は、給食費の就学援助は給食費の半額であるところ、他の政令市では全額就学援助で手当てされる市もあるので、低所得者については給食費を全額就学援助で手当てして、学校が就学援助を預かって支払いすることにより、給食費の未収のリスク自体を軽減すべきである。

(3) 給食費請求の法的根拠

未払給食費については、訴訟等を提起する場合に、契約等その法的根拠の有無がリスクとなるが、本市では学校徴収金の納入についての同意書を保護者から任意に提出してもらって対応していた。

同意書の未提出率は3.2%であった。

(意見44)

給食費滞納のリスクがある以上、学校徴収金の納入についての同意書は保護者全員から徴収するよう最大限努力すべきである。

2 未収給食費の不納欠損処理

学校給食費は、私法上の債権として、2年の消滅時効により消滅するが、債務者からの時効の援用が必要である（民法第173条3項）。

このため、各学校において、それぞれ独自の基準で過年度の未納給食費を管理しており、例えば、債務者からの時効の援用がないにもかかわらず、事実上回収不能として処理していたケースもあった。

(意見45)

児童・生徒が卒業後は連絡が取りにくく、消滅時効の援用を受ける機会が事実上なくなるものの、時効の援用がない以上は不納欠損処理は行うべきではない。

(意見46)

各学校において、未収給食費の管理方法がばらばらなので、本市は未収給食費の管理マニュアルを見直し、学校現場での督促指導の強化のための方策や法的措置をとる基準と方法、不納欠損処理の手続を統一すべきである。

(意見47)

給食費をいつまでも管理するのは無意味であるので、その放棄が可能となるよう、本市は私債権管理条例を制定すべきである。

3 給食供給方法

小学校においては、業者委託が16校、センター受配が18校、親子受配が1校、直営が56校となっている。

中学校においては、業者委託が24校、センター受配が12校となっており、直営は0校である。

4 学校給食費経費

(1) 単独方式とセンター方式の比較

(単位:円)

区 分		単独方式	センター	全体	
公費負担	人件費	報酬	10,119,900	0	10,119,900
		一般職給	971,182,003	36,935,652	1,008,117,655
		職員手当等	296,384,767	18,482,910	314,867,677
		共済費	228,203,632	12,864,388	241,068,020
		賃金等	169,141,183	361,620	169,502,803
		(一食あたり) 小 計	(176) 1,675,031,485	(45) 68,644,570	(158) 1,743,676,055
	物件費	旅費	1,548,883	179,295	1,728,178
		光熱水費、修繕料等	286,789,560	55,756,221	342,545,781
		委託料	552,286,305	218,658,230	770,944,535
		工事請負費	11,085,900	5,370,840	16,456,740
		備品購入費	68,106,195	15,712,250	83,818,445
		その他(手数料、負担金等)	40,832,562	5,376,640	46,209,202
		(一食あたり) 小 計	(101) 960,649,405	(197) 301,053,476	(114) 1,261,702,881
		(一食あたり) 保護者負担	(289) 2,743,404,363	(303) 462,654,869	(291) 3,206,059,232
(一食あたり) 合 計	(567) 5,379,085,253	(544) 832,352,915	(563) 6,211,438,168		
年間延食数(単位:食)	9,494,778	1,529,179	11,023,957		

以上によれば、センター方式の保護者負担が1食当たり303円で、単独方式の289円よりも高くなっているが、これはセンター方式が中学校への供給が多く、1食当たりの食材購入費が高いためである。

また、単独方式とセンター方式では、単独方式の方が一食当たりの合計金額が23円高くなっている。

(意見48)

小学校についても、給食のセンター方式の方がスケールメリット等があり、結果的に保護者負担が軽減されているので、単独方式をセンター方式に切り替えることができる地域があれば、センター方式に切り替えていくことを検討すべきである。

(2) 直営と民間委託の運営経費（人件費）比較の推移

(単位:円/食)

運営方式	項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
直営	給食調理員 関係人件費	1,080,841,836	1,027,216,456	971,596,141	948,183,172
	調理延べ食数	5,604,828	5,349,321	5,202,513	4,993,214
	1食当たり単価	193	192	187	190
民間委託	委託料	661,563,120	677,231,064	695,536,545	740,050,340
	調理延べ食数	5,239,534	5,511,375	5,803,641	6,030,743
	1食当たり単価	126	123	120	123

本市は、岡山市学校給食運営検討委員会において、学校給食の運営について4つの取組「食に関する指導の充実」「安全・衛生管理」「効率的運営」「社会的要請に応えた学校給食」の観点から意見を集め、給食の民間委託については6割を目標に取り組んでいる。

本市の学校給食の民間委託は、55.7%となっている（平成26年度）。

(意見49)

学校の給食費の人件費で検討した場合、平成26年度では直営に比べて民間委託の方が1食当たり単価で67円安くなっている。

経費削減の観点から、本市は給食の民間委託をさらに進めるべきである。

5 岡山市立学校給食センター（平成26年5月1日現在）

施設名	岡山学校給食センター	上道学校給食センター	興除学校給食センター	足守学校給食センター
所在地	中区赤田151番地1	東区南古都716番地	南区中畦593番地	北区大井360番地
完工 (増築)	昭和46年6月 (昭和48年2月) (昭和53年8月)	平成6年8月 (平成11年8月)	平成2年5月	平成26年2月
開設	昭和46年9月22日	昭和40年4月1日	昭和43年4月1日	平成26年4月1日
敷地面積	2,892㎡	549㎡	925㎡	—
施設面積	1,437㎡	381㎡	250㎡	254㎡
構造	鉄骨造平屋建 一部鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建	鉄骨造 3階建(1階一部)
配送	有(5中学校)	有(4小学校)	無	無
児童生徒数	2,444人	1,151人	618人	267人
(内訳)	岡輝中学校 309人 東山中学校 344人 操山中学校 633人 竜操中学校 1,005人 上南中学校 153人 (中学校計 2,444人)	浮田小学校 172人 城東台小学校 332人 御休小学校 155人 角山小学校 39人 (小学校計 698人) 上道中学校 453人	興除小学校 199人 興除中学校 419人	蛍明小学校 110人 足守中学校 157人
運営方式	平成14年度第2学期以降 調理・配送等を民間委託	平成15年度第2学期以降 調理・配送等を民間委託	平成15年度第2学期以降 調理等を民間委託	平成26年度第1学期以降 調理等を民間委託

施設名	御津学校給食センター	灘崎学校給食センター	建部学校給食センター	瀬戸学校給食センター
所在地	北区御津宇垣1227番地	南区片岡805番地	北区建部町建部上758番地1	東区瀬戸町光明谷186番地1
完工 (増築)	昭和59年3月	平成元年3月	昭和46年12月	昭55年3月31日
開設	昭和59年4月9日	昭和41年4月1日	昭和47年4月	昭和55年4月1日
敷地面積	840㎡	1,564㎡	599㎡	1,313㎡
施設面積	780㎡	530㎡	267㎡	583㎡
構造	鉄筋コンクリート造 一部2階建 鉄骨造平屋建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄骨造平屋建	鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建
配送	有(3小学校)	有(4小・1中学校)	有(3小学校)	有(2小・1中学校)
児童生徒数	559人	1,287人	346人	1,131人
(内訳)	御津小学校 150人 御津南小学校 146人 五城小学校 60人 (小学校計 356人) 御津中学校 203人	灘崎小学校 299人 灘崎迫川分校 22人 七区小学校 147人 彦崎小学校 361人 (小学校計 829人) 灘崎中学校 458人	建部小学校 128人 竹枝小学校 33人 福渡小学校 59人 (小学校計 220人) 建部中学校 126人	千種小学校 153人 江西小学校 575人 (小学校計 728人) 瀬戸中学校 403人
運営方式	平成16年度第1学期以降 調理・配送等を民間委託	平成21年度第1学期以降 調理・配送等を民間委託	平成21年度第1学期以降 調理・配送等を民間委託	平成20年度第1学期以降 調理・配送等を民間委託

以上のとおり、学校給食センターは合計8か所存在し、いずれも調理・配送業務は民間に委託されている。

6 保護者負担1食当たりの給食単価

小学校で保護者負担1食当たりの給食単価が最も高い学校は315.3円に対して、最も低い学校は236.7円であり、その差は78.6円であった。

中学校で保護者1食当たりの最も高い学校は339.1円に対して、最も低い学校は309.7円であり、その差は29.4円であった。

(意見50)

保護者負担1食当たりの給食の単価については、さまざまな原因が考えられるが、本市はかかる単価の差異の原因を十分に検討して、その差異がなるべく少なくなるような対策を検討すべきである。

(意見51)

児童には、食育も含めて、給食が教育の一環として理解して成長できるよう、保護者の同意を得つつ、地産地消も可能な限り導入する方向で、本市は学校を指導すべきである。

7 給食費の繰越し

前年度の繰越金が187千円で、本年度の繰越金が627千円に増加している小学校が存在したところ、これは、3学期に集団風邪による給食停止回数が増えたことに加え、栄養士が3学期に急病で業務につけなかった特別事情があったためである。

また、本市の給食費の繰越金平均額は、平成26年度末で小学校145,401円、中学校408,067円にも上っている。

(意見52)

本市は、なぜ給食費の繰越金が残ったかの原因を明らかにして、繰越金ができるだけ生じないように指導すべきである。

第16 給食費の公会計化（全体監査項目16）

1 本市における学校給食費の位置付け

本市においては、学校給食費は、前述のとおり、保護者負担（市の歳出予算に計上されていないもの）の中の校納金の中の学校徴収金（学校が徴収し、会計を管理しているもの）に位置付けられている。

2 学校給食費の管理

学校給食法は、学校給食について、義務教育諸学校の設置者を実施主体として定めており、その経費の負担は、同法11条1項で、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」と規定し、同条2項は、その他の経費は保護者が負担とするものと規定しているが、同法は、学校給食費の徴収管理については直接規定していない。

給食費の取り扱いは、旧文部省の通達により、市の歳入とする必要はないこと、保護者に公法上の負担義務を課したものではないこと、学校給食費は市町村の予算に計上し、処理することは差し支えないこと、特別会計で処理することもできるが、ただちに徴収条例の制定を必要とするものではないとされている。

このため、学校給食費の会計処理については、これを市町村の歳入歳出として行う（公会計）のか、各学校長が行う（私費会計）のかについては、自治体ごとに独自の判断により選択されている。

また、給食会計を私費会計とすることが争われた裁判でも、「学校給食法は、学校給食費の徴収管理に係る会計制度として公会計又は私会計のいずれをとるかを、設置者である地方公共団体の裁量に委ねていると解するのが相当である」とされている（横浜地方裁判所平成26年1月30日判決）。

3 他の政令市の状況

福岡市では平成21年9月から、横浜市では平成24年度から、大阪市では平成26年度からそれぞれ給食費を公会計化している。

また、相模原市については、中学校の給食費のうちデリバリー方式（外部の給食業者への委託）については公会計としている。

なお、福岡市は、給食費を公債権（非強制徴収公債権）として取り扱っているとのことである。給食費を私費債権であると解した場合、消滅時効の期間が2年であるのに対し（民法第173条第3号）、公債権であると解した場合、地方自治法第236条第1項により消滅時効の期間が5年となる。

なお、以上は、包括外部監査人の調査である。

もっとも、給食費の法的性質は、給食費会計を私費会計とするか公会計とは別問題であり、債権の発生根拠からおのずと定まるものである。この点、行政解釈では、「公会計に計上し経理を行っている場合においても、未徴収の給食費に対する債権の消滅時効については、民法第173条第3号の規定によるもの」とされている（昭和55年9月20日55委体給1東京都教育委員会教育長あて文部省体育局学校給食課長）。

4 公会計化のメリット、デメリット

給食費を公会計にした場合、次のようなメリットとデメリットが考えられる。

(1) 公会計化のメリット

ア 給食費の法的位置づけが明確であり、法的措置（訴訟）をとる場合の原告は市町村であることが明らかとなる。

イ 未納対策について、本市の専門職員の集中業務とすることで各学校教職員に比べて効率的な債権回収が見込まれる。

ウ 学校現場の事務負担の軽減が見込まれる。

エ 本市担当者が未納者への督促等を行うことで、教職員と未納保護者の軋轢を回避できる。

オ 本市の歳入歳出となることで、給食会計の透明化を図ることができる。

カ 未収金については、本市の歳入未収金となることから、教員の立て替えや学校経費での流用のリスクが生じにくくなる。

キ 給食会計は本市の予算会計制度の中で行われ、未納への補填は他の児童が拠出した給食費からの捻出ではないため、不公平感がなくなる。

(2) 公会計化のデメリット

ア 徴収事務が学校現場と切り離されると、未納への保護者の心理的負担が軽減し、かえって未納が増加するおそれがある。

イ システムの導入コストや、督促業務等を行う専門部署等が必要となるため人件費がかかる。

しかし、この点も、学校現場での職員の金銭評価されにくい労力コストを考えると、公会計のデメリットとしての絶対的な理由ではないと考える。

(意見53)

給食費を公会計にすることにより、学校事務の軽減が図られること、教職員と未納保護者の軋轢を回避できること、本市の専門職員の法的措置も含めた集中業務とすることにより、効率的な債権回収が可能となること、教員の立て替えや正しく支払っている児童からの補填リスクがなくなり不公平感がなくなることなどから、給食会計を公会計にすべきである。

公会計化する場合には、徴収管理システムの導入が不可欠であり、準備期間も必要となることから、早期に移行に向けた検討に入ることが望ましい。

悪質未納者への督促や法的措置などについて、学校ごとの対応では困難であり、

学校現場で給食費の管理、回収等会計事務の負担を軽減することで、教育という本来の職務に集中する方がメリットが大きいと考える。

5 給食費徴収条例

保護者に給食費を請求する法的根拠は、本市は契約になると考えられるが、学校と保護者が特に契約書を締結している訳ではないし、口座振替の申込書が提出されている場合が多いとはいえ、これをもって給食費を支払うとの契約があるとも断定できないので、保護者が給食費を支払うべき法的根拠はやや不明確である。

なお、給食費が契約に基づく債権であれば、法的措置の度に訴訟を提起して債務名義を取得する必要があるが、その手続きが煩雑である。

しかし、この点は、他の債権回収と同時に、給食費の回収に携わる職員の法的措置も踏まえた専門性により他の債権回収と同時に本市はカバーされるはずのものである。

(意見54)

給食費請求の法的根拠を明らかにするとともに、給食費を地方自治法第224条の分担金に位置付けて同法第231条の3第3項により地方税法例による滞納処分を可能にするるとともに、債権管理に係る手続を明確にするため、本市は給食費徴収条例を制定すべきである。

第17 給食の燃料費の公費負担（全体監査項目17）

1 給食の燃料費の取扱い

本市においては、給食の燃料費は保護者の負担する給食費に含まれており、保護者負担となっているが、例えば、倉敷市などは公費負担となっている。

学校給食法第11条第1項は、「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする」と規定し、同条第2項は、その他の経費は保護者が負担とするものと規定している。

そして、学校給食法施行令第2条第1号は、学校給食費法第11条第1項が定める義務教育諸学校の設置者が負担する経費として、①義務教育諸学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費（1号）のほか、②学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費（2号）を規定している。

このような法の定めからすると、学校給食費の調理に際して必要な光熱水費は、当然に、保護者が負担する義務を負うものとも考えられる。

しかしながら、学校給食法の定めは、「経費の負担関係を明らかにしたものであ

るが、保護者の負担を軽減するために、設置者が学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨ものではない」との行政解釈が示されており、これにしたがって、各自治体は、独自の判断により、保護者が実際に負担する給食費（光熱水費を含む）の範囲を縮減することができるものと理解されている（昭和32年12月18日委管77福岡県教委教育長あて文部省管理局長回答，昭和33年4月9日委管77北海道教委教育長あて文部省管理局長回答）。

また、旧文部省の指針では、上記のような法の原則的な負担区分にもかかわらず、「光熱水費については学校の設置者の負担とすることが望ましい」としており、（昭和48年6月文部省体育局 学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について）、多くの市町村が、学校給食の実施に伴う光熱水費について、公費で負担しているのが現状である。

2 他の政令市の状況

本市以外の政令市について調査したところ、19市すべてが原則として公費負担としている。

もっとも、保護者から徴収した給食費（材料費、運搬費等）より、実際に支出した材料費等が少なかった場合に、その差額を光熱水費に充当するなどの処理により、光熱水費の一部を保護者が負担する場合もあり、一律にすべてを公費負担としているわけではない。

なお、以上は包括外部監査人の調査である。

3 小・中学校の給食費とその中に占める燃料費の割合

小学校 2, 112, 604千円うち燃料費129, 303千円（6.1%）

中学校 1, 087, 031千円うち燃料費57, 809千円（5.3%）

（意見55）

給食費の燃料費を公費負担にしている政令市等が数多く存在すること、燃料費の負担があるため保護者負担に差異が生じていること、燃料費分を給食食材に回して、より品質の良い食材を購入できること、子ども達へのより良い食育の効果を考慮して、燃料代は公費負担とすべきである。

第18 本市の一般財団法人岡山市学校給食会に対する関与（全体監査項目18）

1 監査の対象

本市においては、一般財団法人岡山市学校給食会が学校の副食用物資の調達を行っている（主食と牛乳の共同購入は、岡山県給食会が取り扱っている。）。

当該組織は、昭和33年に本市教育委員会に任意団体として設立され、昭和50年に財団法人となったものであり、現在、その運営費（ほとんどは人件費である）については、保護者からの食材費等とともに徴収する手数料によって賄われている。

手数料の額は、毎月の各学校物資購入額に、予め定めた手数料率を乗じて算出している。

本市は本法人に対して、出資を行っておらず、このため、監査委員監査や本市の業務監査の対象になっていない。

しかし、本法人の理事の肩書は次のとおりであり、同法人の意思決定を行う理事の大半は本市職員である。

一般財団法人岡山市学校給食会 役員	
役職	所属職名
理事	岡山市教育委員会事務局 教育次長
理事	岡山市教育委員会事務局 審議監(学校教育担当)
理事	岡山市教育委員会事務局 保健体育課長
理事	岡山市立政田小学校長
理事	岡山市立福田中学校長
理事	岡山市PTA協議会副会長
監事	税理士
監事	岡山市教育委員会事務局人事財務課長

本市の関係団体に対するガバナンスを徹底するため、監査対象を出資基準だけではなく、理事のうち本市職員が占める割合、当該団体の業務と本市政策との関係等の基準も導入して、本法人の監査を実施できるよう国は制度を改めるべきである。

2 手数料率

本法人は、学校給食の安定的な納入を行っており、その役割は重要であるが、手数料は学校の給食会計にとって影響が大きい。

(意見56)

一般財団法人岡山市学校給食会がさらなる経費削減ができないか、また、納入業者との間で食材の値引き交渉ができないか等を十分踏まえて、本市の関与の下、手数料率の当否とその引上げの合理性を検討すべきである。

3 各学校と給食会とが契約書を締結していない理由

本市は各学校と給食会とが契約書を締結していない理由を次のように説明している。

給食物資の供給は、原則、市町村が直接行うものとされて学校給食が開始されて

きた経緯があるが、市町村の学校給食会がある場合は、市町村の指導監督のもとに、人件費等の経費は極力節減しながら共同購入の促進を図ることとされた。給食会の運営や決定事項は、教育委員会事務局職員、校長などで構成するメンバーで協議されていたため、書面でのやり取りは省略されたものと推測する。

(指摘30)

一般財団法人岡山市学校給食会は本市や本市の学校との関わりが深いですが、あくまでも本市の外部の法人であるので、本市の学校が一定の手数料を支払う以上は、その根拠を明確にすべく、当該法人の業務と本市の支払う手数料等を明記した契約を締結すべきである。

4 他の政令市との比較

他政令指定都市にも、一般財団法人岡山市学校給食会のような副食用物資の共同購入事業を行う組織があり、その状況は次のとおりである。

区分	組織	運営費	手数料率
札幌市	札幌市学校給食会(法人)	保護者負担	給食費の中の材料費に手数料を上乗せて請求。 手数料は材料ごとに1~20円。
仙台市	仙台市学校給食会(任意団体)	市の職員が兼務	
さいたま市	なし 学校単位で調達	—	
千葉市	なし 小学校は学校単位で調達 中学校は市の学校給食センターが一括調達	—	
横浜市	よこはま学校食育財団(法人)	公費負担	
川崎市	川崎市学校給食会(法人)	公費負担	
相模原市	なし	—	
新潟市	新潟市学校給食会(任意団体)	市の職員が兼務	
静岡市	静岡市学校給食会(任意団体)	公費負担	
浜松市	なし 静岡県学校給食会浜松支部が共同購入	県給食会運営費は保護者負担	手数料率は不明
名古屋市	名古屋市教育スポーツ協会(法人)	公費負担	
京都市	京都市学校給食協会(法人)	保護者負担	給食費の中の材料費に手数料を上乗せて請求。 手数料率は品目ごとに異なるが、平均すると約11%
大阪市	大阪市学校給食協会(法人)	公費負担	
堺市	堺市学校給食協会(法人)	公費負担	
神戸市	神戸市スポーツ教育協会(法人)	公費負担	
岡山市	岡山市学校給食会(法人)	保護者負担	給食1食あたり単価に手数料を上乗せて請求。 手数料率は平成27年に、1.7%から1.8%に上げた。
広島市	広島市学校給食会(法人)	公費負担	
北九州市	北九州市学校給食協会(法人)	公費負担	
福岡市	福岡市学校給食公社(法人)	公費負担	
熊本市	熊本市学校給食会(法人)	公費負担	

(注)調査は包括外部監査人によるものである。

以上によると、岡山市学校給食会のような法人が存在しない政令市は3市存在する。

また、給食の副食用物資の購入に当たる法人の運営費が公費負担となっているのは13市(市職員が兼務する2市を含む。)存在する。

(意見57)

一般財団法人岡山市給食会は、手数料を1.7%学校から徴収して、これを当該法人の人件費等の運営経費に充てている。

しかし、安価な給食材料を安定的に学校に供給することは極めて公共性が強く、他の政令市でも半数以上が運営費を公費が負担しているため、本市は同法人に委託費を支出して運営を行わせて、手数料の徴収をやめ、保護者負担の軽減と給食食材の品質向上を図るべきである。

第19 委託契約（全体監査項目19）

1 学校施設関係の業務委託の区分別の契約総額、平均落札率

区分	一般競争入札	見積合せ	単独随契	総計
件数	57	38	110	205
契約総額(千円)	424,449	21,267	383,902	829,619
平均落札率	82.5%	85.8%	94.5%	87.6%

以上のとおり、平均落札率は87.6%となっている。

2 単独随意契約

- (1) 学校校舎建物の建築工事監理業務については、すべて、設計者との単独随意契約となっている。

また、学校の浄化槽の維持管理業務（保守管理）については、浄化槽法第5条1項の規定に基づく届出において契約した業者との単独随意契約となっている。

(指摘31)

建築工事の設計者が工事監理を行わなければならない必然性はないので、競争入札の方法を検討すべきである。

(指摘32)

浄化槽の維持管理業務については、浄化槽設置届出において登録した業者でなければならない必然性はないので、競争入札の方法を検討すべきである。

- (2) 教育広報紙「こらぼ」の期間・編集業務及び学校給食の委託については、プロポーザル方式を採用し、これによって選定された業者との単独随意契約となっている。

(意見58)

教育広報紙については、プロポーザル方式が採られている。しかし、プロポーザルの評価基準には、経済性の項目が100点中10点しかなく、コスト面の比重が非常に小さい。広報紙という性質上、単に価格が低ければ良いというものではないが、コストをより重視した評価方法を検討すべきである。

(意見59)

学校給食については、さまざまな評価基準を設けて、その合計点で落札者を決定しているところ、プロポーザルの評価基準にコストは100点中15点しかなく、安定的な運営方法という曖昧な要素で契約が決まっているのが現状である。

確かに、学校給食という性質上、安全で良質な給食を安定的に供給できることが大前提となるから、単純な一般競争入札には適さない。

もっとも、給食の安定供給については、すでに実績のある業者が複数あり、また新規参入業者についても一定の基準により供給能力のある者を選定することが可能であるから、そのような信頼が担保される複数の業者に対して、指名競争入札を実施することなども検討されるべきである。

3 指名競争入札

学校の受水槽・高架水槽の清掃業務については、市内を区割中心に8ブロックに分割し、当該エリアに所在する全登録業者を基本とし、指名競争入札を行っている。

4 入札結果の公表について

現在、本市では、建設請負工事にかかる入札結果については市のホームページに公開しているが、委託契約については一部しか公開されていない。

(指摘33)

入札結果等の情報について、担当課において閲覧可能であったとしても、事実上、市民の情報へのアクセスが制限されているといえる。

平成27年度に本市が発注した修繕業務をめぐり、教育委員会の職員が修繕の設計金額などの情報を業者に事前に漏らしていたとされる事件が発生しているが、このような問題が生じる背景には、市の発注する契約の不透明性もその一因となっていると考えられる。契約の透明性が市民の信頼を担保するものであることからすれば、入札結果の必要な情報については原則として市のホームページ上に公開すべきである。

第20 工事請負契約（全体監査項目20）

1 幼稚園，市立保育園関係

区 分	一般競争入札	見積合せ	単独随契	総 計
件 数	9	34	8	51
契約総額(千円)	83,112	56,436	15,921	155,469
平均落札率	91.3%	95.5%	97.3%	93.4%

(注)契約額が幼稚園費・保育所費のみのもを抽出。

以上のとおり，見積合わせの入札率は，95.5%，単独随契の入札率は97.3%であった。

このため，見積合わせ関係と単独随契関係の証憑を監査したが，設計価格から例えば1,000円を差し引いて見積合わせに名前だけ参加しているようなものは見当たらなかった。

2 小・中学校関係

区 分	一般競争入札	見積合せ	単独随契	総 計
件 数	60	24	2	86
契約総額(千円)	11,858,423	46,847	76,450	11,981,720
平均落札率	92.2%	90.8%	91.1%	91.4%

以上のとおり，単独随契や見積合わせでも入札率はそれぞれ91.1%，90.8%となっており，一般競争入札よりも低くなっていた。

小・中学校の見積合わせ，単独随契の資料を監査したが，特段の問題は見当たらなかった。

第21 市立幼稚園，市立保育園の民営化の推進状況（全体監査項目21）

1 幼稚園，保育園の民営化率の他の政令市との比較

平成27年4月1日現在

都市名	幼稚園				保育園			
	公立	私立	合計	公立の比率	公立	私立	合計	公立の比率
札幌市	9	132	141	6.4%	23	226	249	9.2%
仙台市	² (国立1)	83	85	2.4%	44	103	147	29.9%
さいたま市	² (国立1)	104	106	1.9%	61	101	162	37.7%
千葉市	¹ (国立1)	91	92	1.1%	57	80	137	41.6%
横浜市	0	²⁶⁶ (休園1)	266	0.0%	86	565	651	13.2%
川崎市	0	84	84	0.0%	45	221	266	16.9%
相模原市	2	40	42	4.8%	24	74	98	24.5%
新潟市	¹² (県立1)	41	53	22.6%	87	128	215	40.5%
静岡市	0	42	42	0.0%	4	56	60	6.7%
浜松市	63	50	113	55.8%	22	61	83	26.5%
名古屋市	24	153	177	13.6%	115	253	368	31.3%
京都市	16	99	115	13.9%	21	234	255	8.2%
大阪市	58	114	172	33.7%	110	298	408	27.0%
堺市	8	50	58	13.8%	19	26	45	42.2%
神戸市	41	73	114	36.0%	58	124	182	31.9%
岡山市	⁶² (国立1)	13	75	82.7%	49	67	116	42.2%
広島市	19	93	112	17.0%	89	105	194	45.9%
北九州市	8	89	97	8.2%	27	136	163	16.6%
福岡市	⁸ (休園1)	120	128	6.3%	8	199	207	3.9%
熊本市	8	33	41	19.5%	20	130	150	13.3%

(注1) 静岡市の公立保育所4施設は全て山間地の特例施設

(注2) 広島市の公立保育所89施設は88施設が直営、1施設が指定管理者。

また、私立保育所のうち11施設と認定こども園(保育所型)のうち1施設は分園。

(注3) 北九州市の公立保育所27施設は19施設が直営、8施設が指定管理者。

(注4) 岡山市の私立保育所67施設のうち1園について、本園と分園をあわせて計上

以上のとおり，本市の幼稚園の公立の比率は82.7%で政令市中で最も高く，横浜市，川崎市，静岡市においては公立の比率が0であることに注目すべきである。

また，本市の保育園の公立の比率は42.2%で，政令市中広島市の45.9%に次いで高くなっている。

2 幼稚園，保育園の運営費

(1) 幼稚園（平成22年度決算額）

(単位:千円)

区分	公立幼稚園	私立幼稚園
決算総額	1,973,903	129,529
一般財源総額	1,599,786	11,088
一般財源割合	81.0%	8.6%
施設数	69	14
1施設当たりの平均経費	28,607	9,252
入園児童数	4,983	2,477
入園児童数1人当たり経費	396	52
入園児童数1人当たりの一般財源経費	321	4

(注1)入園児童数は，平成22年5月1日現在

(2) 保育園（平成22年度決算額）

(単位:千円)

区分	市立保育園	私立保育園
決算総額	6,309,446	8,324,775
一般財源総額	4,575,823	3,600,135
一般財源割合	72.5%	43.2%
施設数	53	61
1施設当たりの平均経費	119,046	136,472
入園児童数	5,347	8,351
入園児童数1人当たり経費	1,180	997
入園児童数1人当たりの一般財源経費	856	431

(注)入園児童数は，平成22年5月1日現在

(指摘34)

本市の幼稚園，保育園の公立比率の高さはもとより，官民のコストについて，一般財源経費が幼稚園は1人当たり317千円，保育園は1人当たり425千円も私立の方が一般財源経費が低くなっていることは看過できない。

本市は，地元の理解を得る努力を行いつつ，就学前教育と保育の質を維持しながら，幼稚園，保育園の民営化を早急に進めるべきである。

3 公立施設の民営化について

平成24年12月に策定した，「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」では，厳しい財政状況が続く中，限られた人員や財源で，将来にわたり，安定的に良質な就学前教育・保育を提供していくため，官民の役割を考慮しつつ，民間活力を積極的に活用していく必要があるとされている。

(意見60)

幼稚園，保育園の民営化による本市のコストの削減を重視するとともに，関係園の保護者の意見も踏まえながら，民間に任せることができるところは民間に任せることを基本に，民間活力を積極的に活用し，その結果生まれる人員や財源を有効利用し，待機児童の解消に向けて施設の新設や増設等，さらには，子育て支援の充実や今後の市民ニーズの増加への対応等に充てるべきである。

第22 認定こども園の進捗状況（全体監査項目22）

1 本市の方針

「岡山市の就学前教育・保育の在り方について」（平成24年12月）においては，次のとおり方針が決定されている。

教育・保育提供区域ごとで，

- ①主として民間活力の活用により施設整備する。
- ②公（官）として果たすべき役割をもつ市有施設は，幼稚園・保育園の一元化・一体化による幼保一体化施設として整備していく。
- ③公（官）として果たすべき役割をもたない市有施設は，原則として，民間活力の活用により運営する幼保一体化施設として民営化・民間委託の対象又は施設の統廃合，幼稚園・保育園の一元化・一体化による幼保一体化施設として整備していく。

2 政令市の認定こども園の設置状況

平成27年4月1日現在

都市名	区域数	幼稚園		認定こども園			
		合計	合計	公立	私立	合計	公立の比率
札幌市	10	141	249	1	22	23	4.3%
仙台市	5	85	147	0	11	11	0.0%
さいたま市	10	106	162	0	4	4	0.0%
千葉市	6	92	137	2	5	7	28.6%
横浜市	18	266	651	0	18	18	0.0%
川崎市	7	84	266	0	2	2	0.0%
相模原市	4	42	98	1	12	13	7.7%
新潟市	8	53	215	0	16	16	0.0%
静岡市	3	42	60	56	16	72	77.8%
浜松市	7	113	83	0	12	12	0.0%
名古屋市	16	177	368	0	29	29	0.0%
京都市	11	115	255	0	11	11	0.0%
大阪市	24	172	408	0	31	31	0.0%
堺市	7	58	45	1	94	95	1.1%
神戸市	9	114	182	0	64	64	0.0%
岡山市	30	75	116	4	1	5	80.0%
広島市	36	112	194	1	19	20	5.0%
北九州市	7	97	163	0	3	3	0.0%
福岡市	7	128	207	0	4	4	0.0%
熊本市	8	41	150	0	24	24	0.0%

以上のとおり、本市の認定こども園の設置は5園で、政令市中16位で、しかも公立の比率が80%で政令市の中で最も高い。

(意見61)

認定こども園は、教育と保育のメリットを統合できる点において優れた制度であるとともに、施設の統合を通じて本市のコストの削減も可能であるので、本市は認定こども園の設立を早急に進めるべきであり、その際、民営化を併せて進めるべきである。

3 公立施設民営化のための将来計画

(意見62)

現在、本市は公としての役割を担う公立施設以外の民営化の方向性は方針としては決定しており、具体的なビジョンを現在、策定しているところである。

この問題は、地元の了解を得るべく努力するなどの点において大変困難なことではあるが、ある程度のプランがないと、民営化が掛け声だけに終わる可能性がある。

現在の公立施設を民営化するのか、民間委託するのか、現在の公立施設を廃止して、新たに私立の認定こども園を建築するのか等地域の保育需要と地域バランスを考えた将来プランを早急に策定の上、地元関係者との協議を進めるべきである。

第23 学校問題対策（全体監査項目23）

1 不登校の状況

本市における不登校の児童生徒数及び発生率と他の政令市との比較は次のとおりである。

区分		岡山市		札幌市		仙台市		さいたま市		千葉市	
		総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)
小学校	児童数	38,384		89,427		52,966		66,201		51,037	
	不登校児童数	179	0.5	320	0.4	196	0.4	206	0.3	242	0.5
中学校	生徒数	18,483		44,930		26,655		32,085		24,558	
	不登校生徒数	565	3.1	1,452	3.2	864	3.2	726	2.3	560	2.3
不登校児童生徒数合計		744	1.3	1,772	1.3	1,060	1.3	932	0.9	802	1.1
区分		川崎市		横浜市		相模原市		新潟市		静岡市	
		総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)
小学校	児童数	70,615		183,828		36,310		40,645		34,142	
	不登校児童数	238	0.3	988	0.5	193	0.5	154	0.4	133	0.4
中学校	生徒数	28,720		81,279		17,964		20,684		16,638	
	不登校生徒数	1,048	3.6	2,423	3.0	716	4.0	521	2.5	567	3.4
不登校児童生徒数合計		1,286	1.3	3,411	1.3	909	1.7	675	1.1	700	1.4
区分		浜松市		名古屋市		京都市		大阪市		堺市	
		総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)
小学校	児童数	44,059		111,105		63,871		114,623		46,829	
	不登校児童数	259	0.6	525	0.5	164	0.3	631	0.6	154	0.3
中学校	生徒数	21,067		52,862		31,017		56,406		22,238	
	不登校生徒数	674	3.2	1,426	2.7	795	2.6	2,677	4.7	612	2.8
不登校児童生徒数合計		933	1.4	1,951	1.2	959	1.0	3,308	1.9	766	1.1
区分		神戸市		広島市		北九州市		福岡市		熊本市	
		総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)	総数	発生率(%)
小学校	児童数	77,103		65,514		48,983		76,057		40,934	
	不登校児童数	125	0.2	257	0.4	90	0.2	149	0.2	144	0.4
中学校	生徒数	36,317		29,212		24,272		35,762		20,531	
	不登校生徒数	902	2.5	712	2.4	610	2.5	814	2.3	533	2.6
不登校児童生徒数合計		1,027	0.9	969	1.0	700	1.0	963	0.9	677	1.1

(注)

- ・数値は文部科学省実施「平成26年度学校基本調査」結果による。
- ・不登校児童生徒とは、年間を通じて30日以上欠席した者のうち、理由が不登校の者。
なお、児童数・生徒数は平成25年5月1日現在のもの。
- ・平成26年度の不登校の数値は「平成27年度学校基本調査」の結果が未発表のため、不明である。
- ・暴力行為及びいじめの数値は、他の政令市が未公表のため、比較できる資料はない。

以上のとおり、本市の不登校発生率は、1.3%であり、政令市の中でも高い方に位置している。

2 暴力行為、いじめの状況

(1) いじめ

ア 1,000人当たりの認知件数（小中高）

（単位：件）

区分	岡山市	岡山県	全国
平成24年度	8.2	8.0	14.3
平成25年度	4.9	4.6	13.4
平成26年度	5.7	4.9	13.7

イ 1校当たりの件数

（単位：件）

区分	小学校			
	認知件数	岡山市	岡山県	全国
平成24年度	202	2.2	1.2	5.5
平成25年度	144	1.6	0.9	5.6
平成26年度	169	1.9	1.0	5.9
区分	中学校			
	認知件数	岡山市	岡山県	全国
平成24年度	273	7.2	3.8	5.9
平成25年度	138	3.6	2.6	5.2
平成26年度	154	4.1	2.3	5.0

以上のとおり、本市の学校におけるいじめの認知割合と1校当たりのいじめ認知件数は全国を下回っている。

また、平成25年度に制定された「いじめ防止対策推進法」をもとに、その趣旨に基づいて具体的にどのような方針が立てられているのかをチェックしたNPO法人「ストップいじめ！ナビ」の評価によると、1位の川崎市では、相談窓口を平日夜間も対応可能としたり、ソーシャルワーカーの活用を重視した具体的な取組みを行っている。

（意見63）

いじめは児童・生徒の自殺等の大きなリスクにつながるので、「いじめ防止対策推進法」に基づき、具体的な方策を検討すべきであり、少なくとも1,000人当たりの発生件数を全国の数値に近づけるプランを策定すべきである。

(2) 暴力行為

ア 1, 000人当たりの発生件数（小中高）

（単位：件）

区分	岡山市	岡山県	全国
平成24年度	11.9	6.8	4.1
平成25年度	11.8	6.6	4.3
平成26年度	9.1	5.2	4.0

本市の学校での暴力行為の発生割合は岡山県、全国よりも高くなっており、平成26年度においても、全国の約2.2倍にも上っている。

イ 暴力行為の形態別件数

（単位：件）

区分	小学校				
	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	合計
平成24年度	25	86	7	19	137
平成25年度	22	81	1	18	122
平成26年度	32	75	2	23	132
区分	中学校				
	対教師暴力	生徒間暴力	対人暴力	器物損壊	合計
平成24年度	119	345	11	78	553
平成25年度	151	315	9	76	551
平成26年度	114	218	11	40	383

本市の学校での暴力行為の発生割合は、岡山県、全国よりも高くなっており、全国の発生割合の2倍以上にも上っている。

（意見64）

対教師暴力は学級崩壊等のリスクに、そして生徒間暴力はいじめと相俟って、自殺等の大きなリスクにつながる。

本市では、平成26年8月に「岡山市いじめ等の問題行動及び不登校の防止に関する基本方針」を定め、問題行動や不登校の一体的な防止及び早期対応を図っているが、さらに校内指導体制の見直しや早期指導・対応の強化を行い、少なくとも全国の数値に近づけるべきである。

3 学校問題に対する対策

(1) 共に成長し合う学級集団づくりの推進

市内全校においてすべての児童生徒に対して質問紙を活用することで、不登校やいじめ、集団不適応等を未然にまたは早期発見し、対応することにより、児童生徒の学級等への適応感を高め、互いの尊厳や人権を大切にする望ましい学級集団づくりを進めている。

質問調査の実施が集団づくりに有効であったと回答した学校の割合は、平成26年度で99.2%となっている。

(2) 学校問題解決サポート

学校問題相談窓口を本市役所8階に設置しており、これは指導主事1名、警察OB2名で組織されている。

学校園で起きる問題のうち、当事者間では解決が困難なケースに対して、弁護士や精神科医等の専門家による「学校問題解決サポートチーム」が案件を受理して早期解決に向けて助言や支援を行っている。

本事業が解決困難な課題の解決に役立っていると感じている学校の割合は、平成26年度末で100%となっている。

(3) 学校問題相談窓口対応回数

(単位:件)

相談者	電話	来室	訪問	合計
学校(教職員)	1,253	129	91	1,473
子ども・保護者	50	31	3	84
関係機関	170	91	40	301
市教委	295	101	4	400
合計	1,768	352	138	2,258

以上のとおり、教職員からの電話相談が多く寄せられている。

(4) 受理ケース

受理ケースとは、「学校問題相談窓口」で継続的に扱うことを決定し、弁護士や精神科医等の専門家からの助言を受けるなどして対応したケースであり、平成24年度から平成26年度まで11件存在する。

また、窓口が対応したケースの実件数は、平成26年度で115件である。

(意見65)

いじめ、暴力行為への対応は、刑事事件、民事事件の知識と実務が早急に要求

される場合が多いと考えられるので、弁護士会と提携して、何か問題が起こったときに、24時間以内に弁護士が初動的なアドバイスが可能となるような学校サポート体制の構築を検討するのが望ましい。

(5) いじめ専門相談員派遣

岡山市教育相談室に、臨床心理士のいじめ専門相談員を委嘱し、いじめ等の事案で迅速かつ継続的に支援が必要なケースについて、当該児童生徒や保護者への支援や相談を行い、課題の解決や未然防止を図るとともに、「いじめ相談専門ダイヤル」を設置し、いじめの早期発見、早期対応の充実に図っている。

いじめ相談専用ダイヤルの対応回数43回、教育相談室でのいじめ相談対応は252回、学校への延べ派遣回数は、14回となっている。

(意見66)

いじめは早期発見と初動対応が重要であり、民間においてもさまざまな専用電話が設置されているところ、いじめ相談専用ダイヤルの対応回数は本市の小・中学校におけるいじめの認知件数が323件と少ないので、さらなるPRに努めるとともに、メール等による相談も受理するよう制度の改善が望ましい。

(意見67)

いじめ専門相談員の派遣件数が少ないので、さらなる周知をして、機動的な対応がとれるようにすべきである。

(6) スクールカウンセラー

スクールカウンセラーを小学校24校、中学校37校に配置し、いじめ、暴力行為、不登校等に関する児童生徒や保護者への相談対応、教職員への助言等を行っている。

スクールカウンセラーの相談件数は、小学校で3,069件(1校当たり平均127.9件)、中学校で4,784件(1校当たり平均129.3件)である。

(意見68)

スクールカウンセラーは小学校91校のうち、24校しか配置されていないが、いじめ、不登校等の相談に関しては、臨床心理士の専門的な見方からの相談も必要になると考えられるので、スクールカウンセラーを増員するとともに、複数校でスクールカウンセラーを1名配置して、すべての小学校でスクールカウンセラーの相談対応が可能となるようにすべきである。

(7) 不登校児童生徒支援員

依然として高い不登校出現率を抑制するため、小学校51校と中学校34校に配置している。

小学校の相談支援延べ人数は532人、中学校の相談支援の延べ人数は2,737人にも上っている。

不登校児童生徒支援員の活動が、不登校児童生徒への対応や未然防止に役立っていると答えた配置校の割合は、平成26年度で100%となっている。

(意見69)

不登校児童生徒支援員が不登校児童生徒の対応等に役立っていると答えた配置校の割合は100%である。

そのため、現実に不登校児童生徒が発生していない小・中学校も含め、不登校の予防を重視し、不登校の発生に応じて、小学校、中学校に配置すべきである。

(8) 教育相談室・適応指導教室の整備

老朽化している教育相談室・あおぞら清輝の移転等の検討及び南部適応指導教室（仮称）の新設の検討等を行ったり、不登校児童生徒のためのインターネット学習支援を継続的に実施している。

適応指導教室の利用者数は、平成26年度末で278人となっている。

(意見70)

例えば、不登校発生率が0.9%と少ないさいたま市では、中学1年生で不登校が急増するいわゆる「中1ギャップ」に対応するため、小中学校の教員や児童生徒の交流活動など生徒指導における小中一貫した事業への支援を行ったり、生徒指導モデル校といった小学校と中学校の連携を強化することで未然防止を図る取組みを行っているので、本市においても、少しでも不登校を減らすべく、予防的対策をさらに充実させるべきである。

第24 習熟度別サポーター等（全体監査項目24）

1 習熟度別サポーター

習熟度別サポート事業とは、小学校2年生から6年生の算数や国語の授業において、10人未満の小さな集団による習熟度別授業を行ったり、家庭学習につなげるための放課後学習指導を行ったりすることで、児童一人ひとりの学力向上を図るものである。

決算額は43,027千円で、配置数は95人である。

2 岡山っ子スタート・サポーター

岡山っ子スタート・サポート事業とは、小学校1年生に対し、年間を通じて生活指導や学習指導に当たる教育支援員を配置し、小学校生活の円滑なスタートを切ることができるように支援するとともに、学習及び生活の規律の確かな定着が図られるようにするためのものである。

決算額は115,031千円で、114人配置されている。

(指摘35)

岡山っ子スタート・サポーターは、毎年度5月1日現在で小学校1年次に30人以上の児童がいるクラスが1つ以上あれば、すべての1年次のクラスに1人ずつ配置される制度であるが、30人以上のクラスが1つでもあればすべての1年次のクラスに配置される反面、30人以上のクラスがなければいくら配置の必要性があっても配置されないという点で不合理である。

平成26年度は、本市の小学校1年クラスは215学級あるところ、114クラスに配置されるにとどまっているが、小学校1年生の学習及び生活の規律の定着が図れないと、担任の学級運営に支障が出るなどの事態も予想されるので、少なくとも1クラス25人以上の児童がいる学校に配置するなど要件を緩和すべきである。

なお、1クラス25人以上の児童ということで要件を緩和すると、岡山っ子スタート・サポーターの配置学級は177になり(63増)、小学校1年生全クラス数の82.3%となる。

3 特別支援教育支援員

特別支援教育支援員配置事業とは、障害のある子どもについて、学級担任の指導や校内指導体制だけでは教育活動や安全面に支障をきたす場合に配置しており、平成26年度は小中高等学校に315人配置している。

決算額は263,623千円であり、平成26年度末の実績値は98.5%となっている。

第25 図書室（全体監査項目25）

1 小学校児童1人当たりの平均貸出冊数

小学校では、児童1人当たりの平均貸出冊数の最も多い学校は、152.1冊、最も少ない学校は、54.6冊であった。

2 中学校生徒1人当たりの平均貸出冊数

中学校では、生徒1人当たりの平均貸出冊数の最も多い学校は、42.8冊、最も少ない学校は、4.5冊であった。

（意見71）

1人当たりの平均貸出冊数は小学校・中学校により相当差異があるので、上位の学校の図書貸出の取組み方法等を調査、検討すべきである。

第26 スクールバス事業（全体監査項目26）

1 地区名、金額、児童生徒数、1人当たりの金額

地区名		平成26年4月1日現在		
		金額(千円)	児童生徒数(人)	1人当たりの金額(千円)
御津地区スクールバス	御津地区	23,976	148	162
建部町スクールバス	建部町地内	7,355	13	566
蛸明小学校スクールバス	足守地内	17,604	110	160
瀬戸町スクールバス	瀬戸町地内	7,425	50	148

（意見72）

建部町のスクールバス事業は、1人当たりの金額が566千円と突出しており、しかも人数が13人である。

合併の際の諸事情があるにせよ、13人の生徒に1人当たり566千円のスクールバス事業の経費をかけるのは公平を失うので、バス事業を縮小して経費を削減するか、保護者による送迎当番制を実施する、タクシーの活用を検討する等、改善を検討すべきである。

2 入札結果

(単位:千円)

スクールバス事業の入札結果 (色付きが落札したもの。)													
番号	委託名		A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社	J社	落札価格
1	御津地区スクールバス運行業務委託 平成26年3月26日	第1回入札 (見積)価格	25,000	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	22,400	辞退	辞退	辞退	23,976
		第2回入札 (見積)価格	22,399						22,200				
		第3回入札 (見積)価格											
2	螢明小学校スクールバス運行業務委託 平成26年3月26日	第1回入札 (見積)価格	19,000	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	16,500	辞退	辞退	辞退	17,604
		第2回入札 (見積)価格	16,499						16,400				
		第3回入札 (見積)価格	16,399						16,300				
3	建部町スクールバス運行業務委託 平成26年3月26日	第1回入札 (見積)価格	7,135	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	7,500	辞退	辞退	辞退	7,355
		第2回入札 (見積)価格	6,810						7,134				
		第3回入札 (見積)価格											
4	瀬戸町スクールバス運行業務委託 平成26年3月26日	第1回入札 (見積)価格	9,800	辞退	辞退	7,830	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	辞退	15,560
		第2回入札 (見積)価格											
		第3回入札 (見積)価格											

(注)4 瀬戸町スクールバス運行業務委託の9,800及び7,830は1日1台当たりの単価契約であるため、単位は円である。
また、落札金額は2年分の上限の総額である。

以上のとおり、辞退者が多く、事実上入札の競争性は確保されていない状態ではあるが、過疎地におけるバス事業であること、バス事業自体に収益性が乏しいこと等から、やむを得ない結果であると考える。

第27 子どもに係る諸機関（全体監査項目27）

1 こども総合相談所

子どもの福祉に関する相談に応じ、子どもの問題や真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことにより、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として、本市の政令指定都市移行と同時に設置された。

(1) 相談受付件数

(単位:件)

区分	相 談 種 別				合計
	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談他	
平成24年度	691	1,594	125	512	2,922
平成25年度	750	1,679	142	427	2,998
平成26年度	838	1,764	177	395	3,174

(2) 虐待相談内容別対応件数

(単位:件)

区分	虐待相談種別				合計
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	
平成24年度	39	3	78	201	321
平成25年度	48	7	93	175	323
平成26年度	49	4	123	175	351

(意見73)

子どもの虐待相談の件数は増えているところ、調査（安全確認）、立入調査、臨検・捜索、職権による一時保護等が機動的かつ組織的に行われるよう、警察、検察、弁護士、家庭裁判所等との連携をより機動的かつ専門的に行えるようにするための協議と情報交換の機関を設けるべきである。

2 発達障害者支援センター

発達障害者支援センターは、発達障害に関する各般の問題について発達障害者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的としている。

相談件数は次のとおりである。

(単位:件)

区分	相談内容						合計
	情報提供	家庭生活	健康・医療	教育	就労	その他	
平成24年度	379	644	191	193	99	147	1,653
平成25年度	388	1,372	253	166	152	190	2,521
平成26年度	348	1,576	136	109	246	382	2,797

発達障害者支援センターの課題として、日常生活で不安に感じること等の相談件数が増加し、内容も多様化してきていることから、よりの確に対応できるような支援体制を整備していくことが挙げられる。

(意見74)

本人や保護者からの最初の相談は電話を基本とする中、教育・医療・保健・福祉・労働等の支援機関とも連携をとりながら支援が必要な人への支援を行っている状況である。

今後も支援が必要な人に必要な支援が行き届くように、支援機関との連携を一層充実させるべきである。

3 子ども相談主事

(1) 業務内容

子ども相談主事の業務内容は次のとおりで、本市6つの福祉事務所に各2名（元教諭と社会福祉士又は精神保健福祉士）配置されており、スクールソーシャルワーカーと同等の機能を果たしている。

- ①子どもや家庭に関する相談指導
- ②要保護児童等に係る支援の実施状況の情報連携や関係機関との連絡調整
- ③関係機関との連携が必要な場合の連絡調整、内容によって関係機関につなぐ。
- ④学校等において問題行動（不登校、暴力行為等）に関する相談（対象は子ども、教職員）
- ⑤子育てに関する保護者との教育相談

子ども相談主事の業務内容は、スクールカウンセラー、不登校児童生徒支援員等と重複するのではないかとの監査を行ったが、子ども相談主事は福祉事務所の中に設置され、子ども等の心理的な面からではなく、子どもの福祉全般の視点からの対応を中心としつつ、他の制度とも十分連携をとっていることから問題はないと考える。

(2) 子ども相談主事の実績

ア 相談者別集計

(単位:件)

相談者	合計
子ども本人	394
教職員	2,674
保護者	760
その他	383
合計	4,211

イ 相談内容別集計

(単位:件)

内容	合計
いじめ	15
長期欠席・不登校	714
問題行動(暴力・非行・集団不適應)	556
障害,情緒	561
虐待	1,047
その他(就学,家庭教育,進路等)	1,318
合計	4,211

ウ ケース会議等

(単位:件)

種類	合計
ネットワーク会議	39
校内ケース会議	32
合計	71

以上のとおり、子ども相談主事は、年間4, 211件もの相談が寄せられており、その中には、いじめ15件等学校にとって大きなリスクがあるものが含まれている。

そして、1人当たりの相談件数は平均で351件にも上っている。

(3) 福祉事務所別相談件数

(単位:件)

福祉事務所	相談延べ回数
北区中央	967
北区北	365
中区	717
東区	591
南区南	978
南区西	593
合計	4,211

(意見75)

南区南福祉事務所は、北区北福祉事務所の約2.7倍の相談延べ回数となっている。

地域によって相談への対応に差が出ないように配慮が必要である。

第28 教育、保育に係る団体への補助金（全体監査項目28）

1 岡山市PTA協議会補助金

上記協議会の収支と補助金は、次のとおりである。

(単位:千円)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
収入	11,003	11,553	11,346	9,860
支出	7,716	8,316	9,565	7,665
差額	3,286	3,237	1,781	2,196
補助金	340	340	340	340

(指摘36)

年間340千円の補助金が交付されている。同協議会の繰越額は平成26年度で2,196千円にも上っていることから、今後は研修や広報など事業費について補助する方向で見直すべきである。

2 岡山市学校保健会補助金

(意見76)

収支計算書によると、学校歯科医部会と学校薬剤師部会にそれぞれ100千円、60千円の支出があったところ、学校保健への協力のための研修等の費用とのことであるが、本来研修は自らの負担で行うべきであるので、支出の削減を検討すべきである。

3 補助金の適正化

(意見77)

既得権化したと評価し得る補助金又は補助効果が疑わしいと評価し得る補助金については、全市を挙げて毎年見直すべきである。

(意見78)

補助金については、公益目的という大義名分のため、安易に公金が支出される等のリスクがあるので、本市は補助金の適正交付の基準、例えばあらかじめ終期を定めたサンセット式の補助金を原則とするなどの基準を設けて全市を挙げて補助金の適正化を検討すべきである。

第29 学校園に対するガバナンス（全体監査項目29）

1 監査委員監査

平成22～26年度の間、次のとおり監査委員監査が実施されている。

(単位:園/校)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
幼稚園	10	14	18	16	9
保育園	12	9	7	11	14
小学校	20	18	20	16	17
中学校	8	9	6	9	6

しかし、保育園の監査の内、私立保育園に対して行った監査は0件である。
 同様に、幼稚園の監査の内、私立幼稚園に対して行った監査は0件である。
 私立保育園に対する監査は行われていないが、これは、補助金を除き、委託費が
 財政援助の対象にならないためである。
 私立幼稚園に対する監査は行われていないが、これは、私立幼稚園において教育
 要領に従った教育が行われているかどうかの指導は岡山県の所管であるためである。

2 保育園に対する指導監査

保健福祉局の監査指導課等が実施する公立保育園、私立保育園に対する監査の監
 査項目は次のとおりである。

監 査 項 目		公立保育園	私立保育園
施設運営管理関係	諸規程の整備及び運用等		○
	施設長の権限等	○	○
	職員配置状況	○	○
	職員の健康管理	○	○
	事業計画	○	○
	事務処理体制	○	○
	施設・設備の管理状況	○	○
	非常災害対策	○	○
	その他(個人情報保護)	○	○
入所者処遇関係	保育の計画 (保育方針及び保育計画)	○	○
	保育の内容	○	○
	健康管理・衛生管理 (健康管理の状況)	○	○
	安全管理	○	○
	給食	○	○
	職員の資質向上	○	○
	苦情処理	○	○
会計経理関係	経理規程		○
	会計管理		○
	予算		○
	決算及び資産管理		○
	運営費等の状況		○
	運営費の年度繰越等		○
	運営費の弾力運用		○

(1) 公立保育園の監査結果

平成26年度の公立保育園監査実施数は53園であり、指摘件数は2件である。指摘内訳の推移は次のとおりである。

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
監 査 実 施 数		53	53	53	53	53
指 摘 件 数		0	1	2	10	2
監 査 項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施 設 運 営 管 理 関 係	職員配置状況					1
	非常災害対策		1	2	8	1
	小 計	0	1	2	8	2
入 所 者 処 遇 関 係	保育方針及び保育計画				2	
	保育の内容					
	小 計	0	0	0	2	0
合 計		0	1	2	10	2

以上によると、公立保育園の指摘は平成25年度に10件と多くなっているが、この内8件は非常災害対策であり、全体とすれば指摘件数は多くはない。

(2) 私立保育園の監査結果

平成26年度の私立保育園監査実施数は68園（分園含む）であり、指摘件数は70件と、公立保育園に比べて多い。

指摘内訳は次のとおりである。

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
監 査 実 施 数		62	63	65	67	68
指 摘 件 数		88	114	70	83	70
(注)社会福祉法人以外が運営する保育園を含む。						
監 査 項 目		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施 設 運 営 管 理 関 係	諸規程の整備及び運用等	21	51	5	6	7
	施設長の権限等					1
	職員配置状況	3	1	1	2	2
	職員の健康管理	4	6			1
	施設・設備の管理状況	7	2		2	
	非常災害対策	2	7	19	10	6
	小 計	37	67	25	20	17
入 所 者 処 遇 関 係	保育方針及び保育計画	2				1
	保育の内容	3	2	2	13	15
	健康管理の状況		1		2	1
	給食			2	8	7
	小 計	5	3	4	23	24
会 計 管 理 関 係	会計管理	2	5	5	4	5
	決算及び資産管理	29	22	24	26	14
	運営費等の収支	1	1			6
	運営費の年度繰越等	6	9	5		1
	運営費の弾力運用	8	7	7	10	3
	小 計	46	44	41	40	29
合 計		88	114	70	83	70

以上によると、平成26年度の指摘は、保育の内容15件、決算及び資産管理14件、諸規定の整備及び運用等7件となっており、指摘の内容も重大で、かつ、

件数が多いことが分かる。

3 認可外保育施設に対する立入調査

認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号）別添認可外保育施設指導監督基準によると、保育に従事する者の数は、乳児3人につき保育に従事する者1人、1、2歳児6人につき保育に従事する者1人等や保育に従事する者の概ね3分の1以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であることなどが規定されている。

岡山市認可外保育施設指導規則によると、市長は認可外保育施設について年1回以上立入調査を行うものとし、届出対象外の認可外保育施設については必要に応じて立入調査を行うこととされている。

4 クレーム管理体制

(1) クレーム件数と内容

(単位:件)

主 訴	保育園	幼稚園	小学校	中学校	計
①保護者・地域社会と学校のトラブル	7	1	18	12	38
②保護者同士、保護者と地域社会のトラブル	0	2	6	2	10
③児童虐待関係	0	0	2	0	2
④家庭問題(DV、離婚、転居等)	1	0	5	3	9
⑤いじめ	0	1	4	2	7
⑥自傷行為、自殺企画	0	0	0	3	3
⑦不登校、登校渋り	0	0	1	5	6
⑧子どもに関わる事件(報道を伴うもの)	0	0	1	1	2
⑨問題行動	0	0	3	13	16
⑩特別支援教育関係	0	0	3	1	4
⑪病気、ケガ	0	1	1	3	5
⑫犯罪被害、被害の恐れ(不審者、行方不明等)	0	0	2	2	4
⑬教職員関係	0	0	2	1	3
⑭その他	0	2	5	7	14
合 計	8	7	53	55	123

以上のとおり、保育園、幼稚園に比べて、小学校、中学校においてクレームが多くなっており、保護者・地域社会と学校のトラブルが最も多くなっている。

(2) クレーム管理体制

学校園で解決困難なクレームが本庁に寄せられるシステムとなっている。

(意見79)

昨今のクレームの悪質化等にかんがみ、本市はリスクマネジメントの一環として、学校園のクレーム対策の係を設け、学校園からの相談に対し適切な助言を行

うとともに、学校園での対応が困難なケースについては、弁護士等と連携して、問題の対応に当たる体制を作るべきである。

(意見80)

学校園が重大なクレームと認識していないものが後日深刻なクレームへと発展するリスクと学校園が正当なクレームを隠蔽するリスクがあるので、本庁の担当者はすべての学校園がクレームと認識した事業について報告を受け、分析すべきである。

(意見81)

クレームに関しては、学校園の現場担当者に、クレーム対応の研修を行うとともに、クレーム事案とその対応等について、情報の共有化を図るべきである。

(3) 私立保育園における苦情相談窓口

(意見82)

本市は、私立保育園に対して、外部の苦情相談窓口（第三者委員会）を設置するよう指導している。

しかし、保護者が保育園等に何らかの要求や不満を持った場合に、保育園が自ら選任した相談窓口にご相談することは、ケースによっては二の足を踏むリスクがあることから、第三者委員が公平公正に機能するよう本市は適正に指導すべきである。

第30 本市の私立保育園に対する関与（全体監査項目30）

1 アンケート

私立保育園に対してはアンケートを実施した（平成27年12月22日発送）。

送付数	有効回答数	回収率
63園	41園	65.1%

2 アンケートの項目及び結果

区 分	「はい」と回答	「いいえ」と回答
Q1 保護者会費を園で徴収していますか？	37園(90.2%)	4園(9.8%)
Q2 保護者会費の出納簿を園がつけていますか？	21園(51.2%)	18園(43.9%)
Q3 保護者会費の通帳の名義は保護者会会長名義になっていますか？	19園(46.3%)	19園(46.3%)
Q4 保護者会費の通帳は園が保管していますか？	22園(53.7%)	16園(39.0%)
Q5 保護者会費の出し入れは園が行っていますか？	23園(56.1%)	16園(39.0%)
Q6 保護者会の総会資料は園が作っていますか？	16園(39.0%)	20園(48.8%)
Q7 保護者会の総会資料のコピーは園が行っていますか？	31園(75.6%)	8園(19.5%)
Q8 保護者会の総会資料のコピー代を園が保護者会からもらっていますか？	9園(22.0%)	29園(70.7%)
Q9 園は保護者会から保護者会費の徴収、通帳の管理等の委任契約書を締結していますか？	0園(0%)	38園(92.7%)
Q10 用品代を園で徴収していますか？	41園(100.0%)	0園(0%)
Q11 用品代の出納簿を園がつけていますか？	32園(78.0%)	9園(22.0%)
Q12 用品代のリベート(保護者会からの徴収額と業者への支払額の差額)は発生していますか？	30園(73.2%)	10園(24.4%)

(注) Q2については、2園が回答なしであった。
 Q3については、3園が回答なしであった。
 Q4については、3園が回答なしであった。
 Q5については、2園が回答なしであった。
 Q6については、2園がどちらでもない、3園が回答なしであった。
 Q7については、2園が回答なしであった。
 Q8、9については、3園が回答なしであった。
 Q12については、1園がどちらでもないとのことであった。

以上のとおり、私立保育園の保護者会等に対する関与はさまざまである。

3 本市の私立保育園の保護者会費等の関与

本市は、私立保育園の保護者会費について、保護者会が本市とは別個の任意団体という理由により、監査を行っていないし、保護者会費等の取扱いのルールを定めていない。

(意見83)

保育園の保護者会費等については、保育園が徴収し、管理している以上、私立保育園と無関係ではなく、紛失、流用等のリスクがあれば、私立保育園にとって大きなリスクがある。

そもそも、本市の委託で保育事業を行っている私立保育園において、かかるリスクがある以上、本市は、私立保育園においても、その取扱いに関するルールを策定すべきである。

4 保護者会会計からの購入

(意見84)

私立保育園においても、公費で経営が行われている以上、保護者会から無制限に備品等の購入を受け入れるのは好ましくないの、本市は私立保育園に対して保護者会会計から購入できる物についての基準を設けることを検討すべきである。